

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年2月27日

【事業年度】 第21期(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

【会社名】 シリコンスタジオ株式会社

【英訳名】 Silicon Studio Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梶谷 眞一郎

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号

【電話番号】 03-5488-7070

【事務連絡者氏名】 コーポレートサービス本部 財務経理部長 長谷川 祐

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号

【電話番号】 03-5488-7070

【事務連絡者氏名】 コーポレートサービス本部 財務経理部長 長谷川 祐

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2015年11月	2016年11月	2017年11月	2018年11月	2019年11月
売上高 (百万円)	8,231	7,001	6,115	5,002	4,594
経常利益又は 経常損失( ) (百万円)	252	428	1,202	804	60
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失( ) (百万円)	146	499	1,137	715	158
包括利益 (百万円)	147	500	1,136	715	157
純資産額 (百万円)	3,201	2,699	1,448	1,330	1,514
総資産額 (百万円)	4,745	3,860	2,704	2,501	2,402
1株当たり純資産額 (円)	1,301.80	1,081.45	577.90	463.17	520.25
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損 失( ) (円)	64.64	201.91	456.73	264.47	54.97
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	61.68	-	-	-	54.61
自己資本比率 (%)	67.5	70.0	53.6	52.7	62.6
自己資本利益率 (%)	6.2	-	-	-	11.2
株価収益率 (倍)	53.1	-	-	-	32.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	222	118	792	456	325
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	316	287	251	198	99
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	730	257	78	400	20
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	2,177	1,514	548	693	897
従業員数 〔外、平均臨時 雇用人員〕 (名)	307 〔 - 〕	301 〔 - 〕	308 〔 - 〕	229 〔 - 〕	232 〔 - 〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第18期、第19期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 当社は、2015年2月23日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しているため、第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から2015年11月期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

4. 第18期、第19期及び第20期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

5. 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人数であります。従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パート・アルバイトを含み、派遣社員を除く)の年間平均人員数であります。臨時従業員について、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
6. 当社は、「株式給付信託(J-ESOP)」を導入しております。1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、本制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行株式総数から控除する自己株式に含めております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月		2015年11月	2016年11月	2017年11月	2018年11月	2019年11月
売上高	(百万円)	7,102	6,324	5,353	4,484	3,830
経常利益又は 経常損失( )	(百万円)	128	387	1,245	747	19
当期純利益又は 当期純損失( )	(百万円)	78	463	1,156	650	96
資本金	(百万円)	121	133	146	439	453
発行済株式総数	(株)	2,484,000	2,520,900	2,562,100	2,904,200	2,948,200
純資産額	(百万円)	3,031	2,565	1,296	1,242	1,365
総資産額	(百万円)	4,371	3,624	2,502	2,373	2,154
1株当たり純資産額	(円)	1,232.98	1,027.83	517.18	432.55	468.80
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	10.00 ( - )	10.00 ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 ( )	(円)	34.73	187.60	464.11	240.44	33.55
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	33.15	-	-	-	33.32
自己資本比率	(%)	69.4	70.8	51.8	51.9	63.0
自己資本利益率	(%)	3.5	-	-	-	7.5
株価収益率	(倍)	98.9	-	-	-	52.4
配当性向	(%)	28.8	-	-	-	-
従業員数 〔外、平均臨時 雇用人員〕	(名)	244 〔 - 〕	239 〔 - 〕	243 〔 - 〕	169 〔 - 〕	167 〔 - 〕
株主総利回り (比較指標：東証マザーズ 指数)	(%)	- ( - )	117.0 (106.4)	93.2 (134.6)	37.8 (116.7)	51.4 (105.5)
最高株価	(円)	19,660	8,140	6,940	3,225	3,470
最低株価	(円)	3,200	1,800	2,982	1,002	961

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第18期、第19期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 当社は、2015年2月23日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しているため、第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から2015年11月期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
4. 第18期、第19期及び第20期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。また、第21期の配当性向については配当を実施していないため記載しておりません。
5. 従業員数は当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人数であります。従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パート・アルバイトを含み、派遣社員を除く)の年間平均人数数であります。臨時従業員について、その総数が従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。
6. 当社は、「株式給付信託(J-ESOP)」を導入しております。1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、本制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
7. 当社は、2015年2月23日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、株主総利回りおよび比較指標の最近5年間の推移は第18期以降を記載しております。
8. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。



## 2 【沿革】

当社設立以降の経緯は以下のとおりであります。

年 月	概 要
1999年11月	東京都渋谷区恵比寿西において、リアルタイムグラフィックス（注1）に関する事業を幅広く展開することを目的に当社を設立（資本金10百万円）
1999年12月	日本S G I株式会社、株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント、株式会社エヌ・ケー・エクサ（現 株式会社エクサ）等を割当先とする第三者割当増資により、資本金を210百万円に増資
2000年1月	日本S G I株式会社より受け入れた移籍社員約30名の陣容で営業を開始、リアルタイムグラフィックスに関する事業を幅広く展開
2000年10月	Intrinsic Graphics Inc.社（現 Vicarious Visions社）とゲームソフトウェア開発用ミドルウェアに関する業務提携契約を締結。PlayStation2向けにAlchemyの開発を開始（開発推進・支援事業を開始）
2001年12月	ゲームソフトウェア開発用ミドルウェアAlchemyのライセンスをIntrinsic Graphics Inc.社から受け、国内各社向けに提供開始
2003年12月	コンテンツ・クリエイターの人材派遣サービスを開始（人材事業を開始）
2004年7月	コンテンツ・クリエイターの人材紹介サービスを開始
2007年2月	自社開発ミドルウェアであり画面のクオリティを飛躍的に向上させるポストエフェクトライブラリ（注2）機能を有するYEBISをリリース
2007年8月	欠損填補のため、資本金を100百万円に減資
2008年1月	ゲーム開発本部を発足し自社企画ゲームコンテンツ制作を開始（コンテンツ事業を開始）
2009年2月	3DCGコンテンツの開発を目的として、イグニス・イメージワークス株式会社を設立（出資比率100.0%、資本金15百万円、現 連結子会社）
2010年1月	オンラインエンターテインメントのサーバーに関するコンサルテーションを開始し、開発推進・支援事業におけるソリューション事業の開始
2010年11月	「三国志カードバトル」を株式会社ディー・エヌ・エーが運営する「Mobage」プラットフォームにおいて提供開始
2011年2月	オールインワンゲームエンジン（注3）「OROCHI（オロチ）」発売開始
2012年2月	「逆襲のファンタジカ」をスマートフォン向けネイティブアプリとして、株式会社ディー・エヌ・エーが運営する「Mobage」プラットフォームにおいて提供開始
2012年8月	ソーシャルゲーム（注4）「逆襲のファンタジカ」のグローバル版「FANTASICA」の提供をngmoco, LLC.が運営する「ngmoco」プラットフォームにおいて開始
2013年6月	カード型ソーシャルゲーム「スマサカ」をGMOインターネット株式会社との協業にて、Google Inc.が運営するGoogle Playにおいて提供開始
2013年7月	スマートフォンネイティブアプリ（注5）「モンスタータクト」をGoogle Inc.が運営するGoogle Playにおいて提供開始
2015年2月	東京証券取引所マザーズに上場
2015年8月	リアルタイムレンダリングエンジン「Mizuchi」販売開始
2017年5月	グローバルイルミネーションミドルウェア（注6）「Enlighten」のライセンス取得及び全世界においての開発、販売、サポート権利の取得
2018年7月	コンテンツ事業を会社分割（新設会社分割）により新設会社に承継させ、新設会社の株式を譲渡（コンテンツ事業から撤退）

（注）1．リアルタイムグラフィックスとは、コンピュータ上で3D画像を高速に生成する技術を指し、ゲーム等のユーザーによる即時操作が可能な動画を表示するために利用されます。

2．ポストエフェクトライブラリとは、ポストエフェクトの処理をライブラリで再現したプログラムを指します。ポストエフェクトとは、描画処理が完了した後の1枚の絵に対してかけるエフェクトを指します。ライブラリとは、汎用性の高い複数のプログラムを再利用可能な形でひとまとまりにしたものを指します。

3．オールインワンゲームエンジンとは、ゲーム開発に必要な広範囲の機能を有したツールやライブラリを指し、グラフィックス、音響、物理シミュレーション、ゲームロジック等を含みます。ゲーム開発者は開発の効率化と高度な技術の導入を目的としてゲームエンジンを利用します。

4．ソーシャルゲームとは、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のコミュニティをプラットフォームとして、ユーザー同士の交流等を機能に生かしたWEBアプリケーションを指します。

5. スマートフォンネイティブアプリとは、スマートフォン向けに提供されるアプリを指す語として、端末のCPUが直接処理・実行できる形式でコードが記述されているアプリの総称であり、Apple Inc.が運営する「App Store」、Google Inc.が運営する「Google Play」上で配信されるアプリのことを指します。
6. グローバルイルミネーションとは、3DCG空間全体に影響する複雑な照明効果を計算することで、やわらかく自然な間接光を生成するレンダリング方法のことです。

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社1社（イグニス・イメージワークス株式会社）及び関連会社1社（株式会社イリンクス）により構成されており、ゲーム業界、メディア業界といったエンターテインメント業界におけるデジタルコンテンツの開発等に関する事業を営んでおります。当社グループは、開発推進・支援事業、人材事業の2つのセグメントにより構成されております。

当社グループは、技術革新が著しいデジタルエンターテインメント（Digital Entertainment）の事業領域において、「Entertainment」の一步先を行く「EnterNext」を生み出し、最先端の感動を提供することを企業コンセプトとしております。「Entertainment」の語源は、「Enter（中に）」＋「Tain（保つ）」といった「現状維持」の意味が含まれるのに対して、「EnterNext」では、より積極的かつ発展的に新たな価値を創出するという概念が含まれております。

当社グループは、ミドルウェア製品の開発で培った3次元コンピュータグラフィックス（以下、「3DCG」といいます。）技術及びレンダリング技術（注1）に基づき、自社オリジナルタイトルのソーシャルゲーム、スマートフォンネイティブアプリの提供及び他社ブランドのコンソールゲーム・オンラインゲームの受託開発から、ゲーム開発・映像効果・CG等に関するミドルウェアの開発・販売、オンラインゲームに係るサーバーネットワークの構築・運用・監視、ゲーム開発・アミューズメント機器・映像・WEB等の開発技術を有する技術者の人材派遣・人材紹介に至るまで、デジタルエンターテインメント業界において幅広い事業を運営しております。

当社グループでは、デジタルエンターテインメント業界のうち、特にゲーム業界において、ミドルウェアの開発・販売、受託開発、自社オリジナルタイトルの開発、ネットワークインフラの構築、人材ビジネスまでをカバーするゲーム制作技術及びそれらにより獲得した顧客基盤を有する「ゲーム制作プラットフォーム」を構築しております。当社グループでは、その「ゲーム制作プラットフォーム」を利用して、国内外におけるゲームメーカーやコンテンツプロバイダー、ゲームプラットフォーム運営会社等に対して事業運営の効率化等の事業創造の支援を行っております。

また、当社グループは、AI（機械学習）によるビックデータ解析の結果として、スマートフォンゲームユーザーの将来の行動予測の研究を進めており、今後は、ソーシャルゲームのパブリッシャー向けサービスとして展開するとともに、他分野への応用による収益化に向けての研究を進めてまいります。

（当社グループにおける各社の役割）

当社及び連結子会社における当社グループ内での役割は以下のとおりであります。なお、関連会社については記載を省略しております。

当社は、コンソールゲーム・オンラインゲーム（ソーシャルゲーム、スマートフォンネイティブアプリ）の開発・販売、家庭用ゲーム機・携帯電話・組込機器向けのミドルウェアの開発・販売、サーバーネットワークの構築・運用・監視、ゲーム・映像業界の人材紹介・人材派遣を営んでおります。

連結子会社であるイグニス・イメージワークス株式会社は、3DCGを核として、ゲーム、遊技機、映画映像コンテンツ等の幅広いジャンルにおいて、プリレンダームービー（注2）等の提供を行っております。

- （注）1．レンダリングとは、コンピュータのプログラムを用いて画像・映像・音声などを生成することを指します。  
2．プリレンダームービーとは、あらかじめコンピュータ上で生成された画像を再生する動画を指し、リアルタイムグラフィックスと対になる手法です。一般的にはリアルタイムグラフィックスより高品質な画像を時間をかけて生成します。

当社グループが運営する各事業の内容は以下のとおりであります。なお、次の2事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント区分と同一であります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」をご参照ください。

#### (1) 開発推進・支援事業

開発推進・支援事業では、家庭用ゲーム機・スマートフォン・組込機器向けのミドルウェアの開発・販売、コンソールゲーム及びオンラインゲーム（ソーシャルゲーム、スマートフォンネイティブアプリ等）の受託開発、サーバーネットワークの構築・運用・監視等のソリューションサービスを提供しております。

当社グループでは、開発推進・支援事業において、これらの各種サービスの提供を通じて、ゲームメーカーや遊戯機器メーカー等のクライアント企業が抱える「製品開発の効率化」、「開発工数の削減」、「ネットワークインフラの構築」等といったデジタルエンターテインメント業界における業務推進上の課題を解決するための業務支援



を行っております。

当社グループでは、開発推進・支援事業を、便宜的に ミドルウェア開発・販売、 他社販売ゲームタイトル及びその他コンテンツの開発受託、 ソリューションサービス、 の3つに大別しております。

なお、開発推進・支援事業においては、クライアント企業に対し、これらのサービスについて、それぞれ個別のサービスとして提供する場合と、組み合わせ一つのプロジェクトとしてサービス提供する場合があります。

各種サービスの具体的な内容は以下のとおりであります。

#### ミドルウェア開発・販売

当社は、家庭用ゲーム機、スマートフォン、組込機器向けに高品質かつ柔軟性の高いミドルウェアを開発しております。ミドルウェアのライセンス販売やカスタマイズによるツール開発のほか、ユーログラフィックス（注）、情報処理学会、電子情報通信学会で論文を発表しているプログラマー集団が開発した最先端ツールを提供しております。特にリアルタイムのコンピュータグラフィックス技術を強みとし、クリエイターからのビジュアルクオリティーに対する高い要求に応えられるミドルウェアを開発しております。

当社グループが提供している主なミドルウェアの内容は以下のとおりであります。

(注) ユーログラフィックスとは、ヨーロッパで行われ、世界ではSIGGRAPHに次いで大きい学会であり、SIGGRAPHよりもアカデミック色が強いものであります。なお、SIGGRAPHとは米国コンピュータ学会におけるコンピュータグラフィックス（CG）を扱う分科会を指します。

2019年11月30日現在

製品名	代表的な対応プラットフォーム	概要
Mizuchi	PlayStation4 Windows	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆるアプリケーションに世界最先端のグラフィックスを提供する、リアルタイムレンダリングエンジン。「YEBIS」を標準搭載し究極のフォトリアルな映像生成を実現</li> <li>PBR(物理ベースレンダリング)、IBL(イメージベースドライティング)などハイエンドCG製作で使われる技法をリアルタイムに処理</li> <li>製造業、建築、映像制作などゲーム以外の業界でのヴィジュアルライゼーションに対応</li> <li>VR/ARへの映像出力に対応</li> </ul>
YEBIS	PlayStation4、3、Vita Xbox One、Xbox 360 Windows Mac Linux 組み込み機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンピュータ上で生成された画像に対して、現実のカメラ撮影で発生する各種画像効果を再現するミドルウェア</li> <li>代表的な効果として、眩しい部分の輝き、ピンボケ、動きのある物体のブレ、レンズ歪等があり、これらの効果により画像のリアリティーが格段に向上</li> <li>リアルタイムでの処理が可能</li> </ul>
Enlighten	Switch PlayStation 4 Xbox One Windows Android	<ul style="list-style-type: none"> <li>大域照明とも呼ばれるグローバルイルミネーションをリアルタイムに処理するミドルウェア</li> <li>実行時にライトやマテリアルの移動・変更ができるため、シーン内に設置する光源数を最低限に抑えつつリアルタイムに変化する反射光の効果を追加することが可能</li> </ul>

VICARIOUS VISIONS ALCHEMY™	PlayStation3、2、Vita Xbox 360、Xbox Wii iPhone、iPad Android 商業用ゲーム機 組み込み機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラットフォーム間の差異を隠蔽し、1つのソースコードでのマルチプラットフォーム対応を可能とするゲームエンジン</li> <li>・ミドルレンジゲーム向け商品</li> </ul>
Motion Portrait	PlayStation4、3、Vita Xbox 360 任天堂3DS、DS Windows iPhone、iPad Android 組み込み機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一枚の顔写真からいろいろな表情へ変化する動画をリアルタイムに生成するツールとミドルウェア</li> <li>・実写とアニメの両方に応用可能</li> <li>・生き生きとした表情をもつキャラクターを表現することが可能</li> </ul>

#### 他社販売ゲームタイトル及びその他コンテンツの開発受託

当社は、他社製品名で販売される家庭用ゲーム機、業務用ゲーム機、携帯電話用ゲームのコンテンツなどを開発しております。当社では、ゲーム開発で培ってきた技術力と豊富な経験を基礎にしていることからゲームのシナリオ作成などの企画から提案し、単に他社製品の開発にとどまらない、クライアントニーズや市場に合わせた提案及びコンサルティングを実施しております。また、独自のミドルウェアを活用し、格段の開発効率を実現するとともに熟練したデザイナーが生み出すエフェクト・2D・3D映像により、革新的な作品を提供しております。当社では、代表作として株式会社スクウェア・エニックスより発売された「プレイブリーデフォルト」のゲーム開発受託をしております。

イグニス・イメージワークス株式会社は、3DCGを核として、ゲーム、遊技機、映画映像コンテンツ等の幅広いジャンルにおいて、プリレンダームービー及び組み込みソフト等の提供を行っております。

#### ソリューションサービス

当社では、オンライン対応のコンシューマゲームやソーシャルゲーム等を運営するオンラインエンターテインメント事業者向けに、ネットワークインフラの構築、運用、保守・監視、技術コンサルティングなどのソリューションを提供しております。

## (2) 人材事業

当社では、CG、ゲーム制作、映像制作、WEB制作の各業界におけるデザイナーやクリエイター等の技術者をクライアント企業に対して、有料で紹介する人材紹介サービス、及び登録派遣社員を派遣する人材派遣サービスを提供しております。当社は、一般的な人材紹介会社、人材派遣会社とは異なり、エンターテインメント業界に特化した人材ビジネスを展開しており、ミドルウェア等の販売、受託案件の営業を行う傍ら、クライアント企業における人材ニーズの掘り起しも行っております。当社は自社においてもオリジナルタイトルの開発を行っていた経験から、コンテンツ制作等に係る人材の見極めに関して、他の人材紹介会社、人材派遣会社に比べ、クライアント企業におけるニーズを的確に捉えることができることが強みとなっております。

当社は、人材紹介サービスを提供するにあたって、「職業安定法」に基づき厚生労働大臣より「有料職業紹介事業」の許可を受けております。また、人材派遣サービスを提供するにあたって、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」といいます。）」に基づき、厚生労働大臣より「一般労働者派遣事業」の許可を受けております。

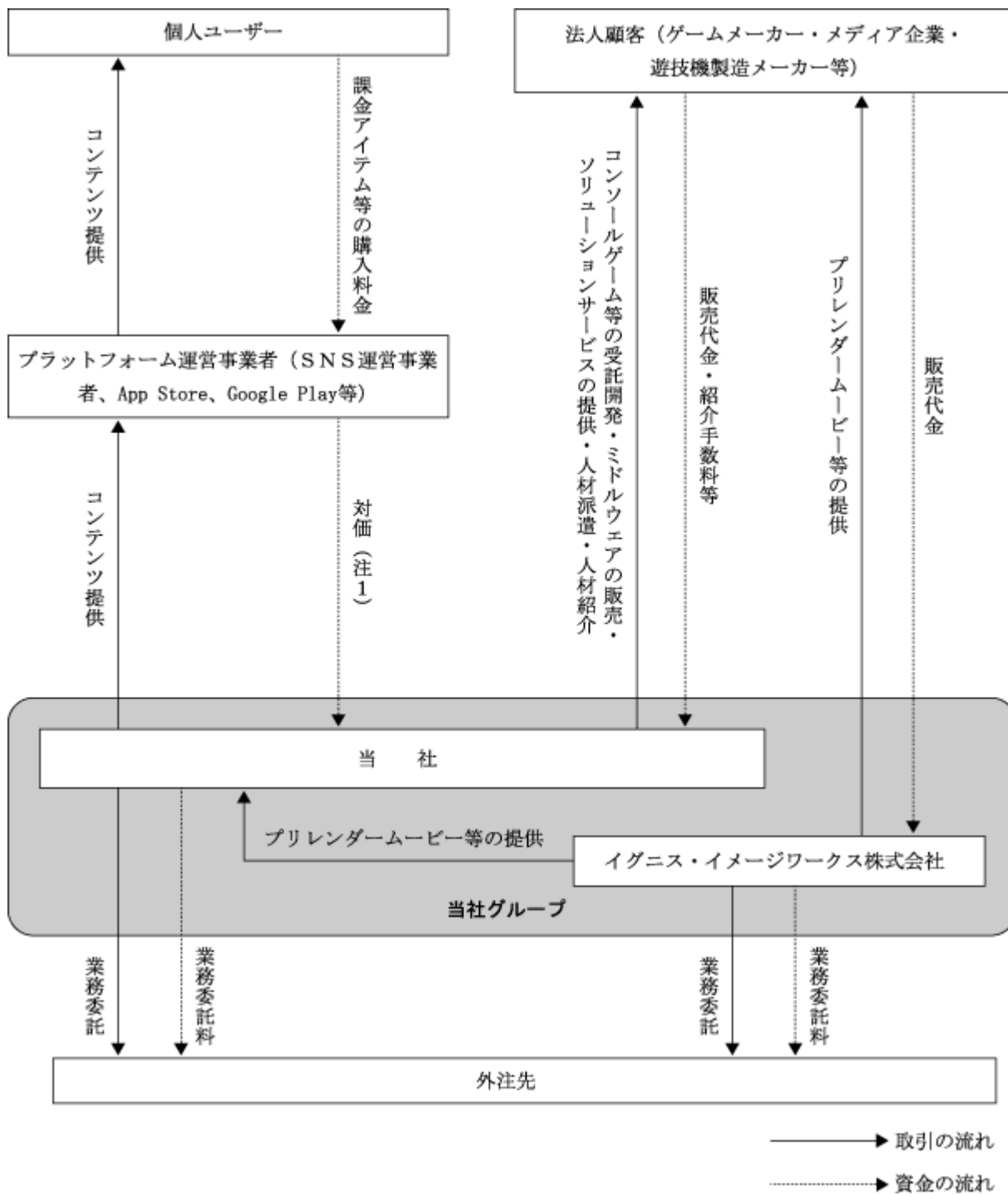
有料職業紹介を行うにあたっては、企業に直接雇用されることを望むデザイナー・クリエイター等の技術者（以下「求職者」といいます。）を募集し、クライアント企業の求人依頼における諸条件（業務内容・スキル・雇用条件等）と求職者の希望条件とを照合し、クライアント企業へ求職者を紹介・斡旋しております。クライアント企業と求職者との間で、面接等の採用手続きが行われた結果、双方の合意により雇用契約が成立した場合、当社はクライアント企業から対価（紹介手数料）を得ております。

労働者派遣を行うにあたっては、派遣社員として就業を望む労働者を募集し、当社グループが定めた登録基準及び登録手続きに則って登録したデザイナー・クリエイター等の技術者（以下「登録者」という。）の中から、企業の依頼内容（期間・業務内容・スキル等）に適した登録者を選定し、クライアント企業と当社との間で労働者派遣契約（期間・業務内容等を定めるもの）を締結いたします。登録者と当社との間で、有期の雇用契約を締結したうえで、クライアント企業に派遣しております。労働者派遣は、派遣労働者の雇用者(当社)と使用者（派遣先企業）が異なることが特徴であり、派遣労働者は派遣先企業から指揮命令を受け、労働者派遣契約で定めた業務を行います。

当社は人材紹介サービス及び人材派遣サービスの提供にあたって、技術者とクライアント企業をマッチングするための登録サイト「シリコンスタジオエージェント」を運営しております。2019年11月30日現在におけるシリコンスタジオエージェントの登録者数は約8,200名となっております。

当社グループの事業の系統図は以下のとおりであります。

[事業系統図]



(注) 1. ユーザーに対する課金額からプラットフォーム運営事業者に対する手数料を差し引いた金額を指します。  
 2. 当該系統図は、当社及び連結子会社についてのみ記載しており、関連会社は除いております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容 (注1)	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) イグニス・イメージワークス 株式会社(注)2、3、4	東京都渋谷区	15	開発推進・ 支援事業	100.0	役員の兼任 2名 CGの外注等
(持分法適用関連会社) 株式会社イリンクス(注)3	東京都品川区	12	開発推進・ 支援事業	40.0	CGの外注等

(注) 1. 「主要な事業の内容」の欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. イグニス・イメージワークス株式会社について、売上高(連結会社相互間の内部売上を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	900百万円
	経常利益	23百万円
	当期純利益	51百万円
	純資産額	166百万円
	総資産額	366百万円

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2019年11月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
開発推進・支援事業	179
人材事業	31
全社(共通)	22
合計	232

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 臨時従業員数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。  
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属している者の人員数であります。

### (2) 提出会社の状況

2019年11月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
167	38.0	2.9	5,746

セグメントの名称	従業員数(名)
開発推進・支援事業	110
人材事業	31
全社(共通)	26
合計	167

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 臨時従業員数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。  
4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属している者の人員数であります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループは労働組合を有していませんが、労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において、当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは、「常に顧客視点で考え、世界最先端の技術力と想像力により、エンターテインメントを通じて社会に貢献する」ことを経営理念とし、技術革新が著しいデジタルエンターテインメント(Digital Entertainment)の事業領域において、「Entertainment」の一步先を行く「EnterNext」を生み出し、最先端の感動を提供することを企業コンセプトとしております。

#### (2) 経営戦略等

当社グループは、上述の経営理念と企業コンセプトに基づき、今後の取り組みにつきましては、セグメント毎に組織を再構築し、それぞれの事業の目的及び目標を明確にするとともに、経営と執行を分離し、迅速な意思決定と業務執行の実現を基本方針とし、より収益性の高いビジネスへの注力及びコスト意識を高めることにより、利益率改善に努めてまいります。

##### (開発推進・支援事業)

新たに取り組んでおります非エンターテインメント領域について、引き続き重点的に伸ばしていく所存です。当社の技術力を活かし、安定的な収益が見込まれる非エンターテインメント領域(自動車業界、不動産業界、セキュリティ業界等)の分野を中心に、より柔軟に様々なシステムと組み合わせられるよう、ミドルウェアに改良を加えるとともに積極的に拡販活動を行ってまいります。特に自動車分野に関しては、既に組込システムの先行開発から設計、実装を視野に入れております。

##### (人材事業)

人材事業においては、引き続き稼働派遣労働者数及び有料職業紹介の成約件数の増加を見込んでおります。また、競争力強化のために派遣スタッフ向けの研修センターの開設や人員増強等を行う計画です。

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社グループでは、既存事業領域の拡大及び新規事業の開拓により売上高の最大化と効率的なコスト削減を図り、売上高営業利益率を重要な経営指標とし、収益性を重視した効率経営を図ることにより、継続的な企業成長を実現してまいります。

2020年1月15日に公表いたしました2020年11月期の連結業績予想におきましては、売上高4,574百万円、営業利益160百万円、売上高営業利益率3.5%を計画しております。

#### (4) 経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループが属するエンターテインメント業界につきましては、スマートデバイス(スマートフォン、タブレット端末の総称)の高機能端末の技術革新が日々スピードを増し、機能強化も一段と進んでおります。一方で、スマートフォンの普及は一巡化し、成熟期を迎えております。このような状況の下、当社グループは、技術革新やトレンドの変化に対応し、各端末への良質なゲームタイトルやミドルウェアの開発を継続的かつ迅速に行い市場に投入し、多様化するユーザー、クライアント企業のニーズに対応する必要があると認識しております。また、エンターテインメント業界のみにとどまらず、弊社の強みである先端技術を自動車業界や不動産業界、セキュリティ業界等、他業界へ提供する収益機会の構築を目指してまいります。

以上を踏まえ、以下の具体的な課題に取り組んでまいります。

#### 開発推進・支援事業について

当社グループの主たる事業領域であるゲーム業界においては、技術革新により家庭用ゲーム機器や携帯端末において新機種の投入が進み、当社及びクライアント企業であるゲームメーカー各社において、ゲームタイトルを投入するプラットフォームも多様化しております。また、他業界においても、AR(拡張現実)、VR(仮想現実)等技術革新が著しく変化しております。そのような環境の下、当社グループでは、研究開発体制の強化を推進し、共通描画フレームワークの開発及びそれを用いたミドルウェア製品の強化を進めております。主に、高品質な質感表現ができる「Mizuchi」、調和の取れた照明効果を施せる「Enlighten」、ポストエフェクトミドルウェア「YEBIS」、次世代ゲーム機へ対応するオールインワン型国産ゲームエンジン「OROCHI」を市場へ投入してまいります。

#### 人材事業について

当社グループの属するエンターテインメント業界においては、技術革新が著しい中で、技術者の確保・人材育成へのニーズが高まっております。そのような環境の下、人材事業においては、スタッフに対してコーチングセッションやチームビルディング等の各種研修を実施することで成長機会を提供し、サービス内容の質の強化を図っております。これにより、クライアント企業とスタッフ間で高付加価値のある最適なマッチングを行い、双方の信頼の維持と向上を実現してまいります。また、安定した事業基盤の構築のために、職業安定法及び労働者派遣法等の雇用情勢等の外部環境の変化に柔軟に対応できる機動的な体制を維持・強化してまいります。

#### 開発体制の強化について

当社グループでは、今後の更なる事業拡大のために、開発体制の継続的な強化が必要であり、開発技術の向上と先端技術へ迅速に適應する技術者の確保が重要であると認識しております。即戦力となる人材の中途採用をすることで効率的な人員体制を拡充するとともに、今後の当社の軸となる人材を育てるために新卒採用も推進してまいります。また、海外展開の促進を見据えて、外国人の採用も積極的に行い、多言語に対応できる開発体制の増強を図ってまいります。

#### 全社的な課題について

今後更なる業容拡大、継続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、各種業務の標準化と効率化の徹底により事業基盤を確立させることが重要な課題であると認識しております。そのために、コーポレート・ガバナンスの強化、リスク管理やコンプライアンスを含む内部統制システムが有効に機能するよう、組織体制や整備・運用を推進し、経営基盤の一層の強化を図ってまいります。



## 2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下のとおり記載しております。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅することを保証するものではありません。

### (1) 開発推進・支援事業に関するリスク

#### ミドルウェア市場の動向について

当社グループの販売するミドルウェアの販売先の殆どは日本国内であります。ゲーム機等は年々高性能化しており、それとともにゲーム開発に必要なミドルウェアの市場は拡大しております。特に当社グループは、海外の競合他社と比較しても大きな引けをとらない技術力を有していることから、日本国内市場でのミドルウェアでの優位性を有していると思われれます。一方で、当社の顧客と考えられるゲーム開発会社のゲーム開発費も高騰しております。そのような環境の下で、日本国内のゲーム会社がゲームの開発本数を減少させるか、又は撤退した場合、当社グループの事業運営及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 法的規制について

当社グループが提供する事業においては、既存の法的規制である「不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）」、「個人情報の保護に関する法律」に抵触してしまうリスクと、今後、新規に法的規制が行われて事業運営及び業績に影響を与えるリスクが考えられます。また、社会情勢等により、法解釈の変更がなされ、当社が何らかの法的規制に抵触した場合、当社グループの事業運営及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 技術革新について

当社グループが取り組む事業分野においては、プラットフォームの変遷や多様化が進むとともに、AR（拡張現実）やVR（仮想現実）、IoT（インターネット・オブ・シングス）を活用したコンテンツが登場し、今後はAI（人工知能）技術の進化が見込まれるなど、技術環境が著しく変化しております。当社グループでは、技術動向を常にキャッチアップしており、ノウハウの蓄積に取り組んでおります。

しかしながら、こうした急速な技術革新への対応に時間がかかった場合、及び革新的な市場の高まりに時間がかかった場合には、当社グループの事業運営及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 瑕疵担保責任について

当社グループはクライアントへ納入する成果物を高い品質に保つため、当社グループの開発部門によって、納品前に不具合等が生じないか慎重に検査を行っております。また、クライアントとの契約において、瑕疵担保責任の範囲を明確にすることでクライアントとのトラブルの発生を回避するよう努めております。

しかしながら、当社グループがクライアントに納入した成果物に瑕疵が発生しないという保証はなく、さらに大規模なリコールなどで当社グループが多額の損害賠償請求を受けることも考えられ、その結果によっては当社グループの事業運営及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

#### クライアントの政策により収入が変動するリスク

当社グループがクライアントから得るゲーム及びその他コンテンツの企画・開発の対価は、開発業務の役務提供完了時に得る収入とクライアントからエンドユーザに対してゲーム及びその他コンテンツが販売される毎に販売数量に基づき得るロイヤリティ収入から成ります。そのような前提の基で、クライアントから納期に変更の要請があった場合は、開発売上上の計上時期が変更される可能性があります。販売数量に基づき変動するロイヤリティ収入については、クライアントが実施する各種の販売促進活動等により大きく影響を受けます。

このように、当社グループの収入額や収入のタイミングは、クライアントの政策の変更により大きく影響を受け、その結果によっては当社グループの業績に大きな変動を及ぼす可能性があります。

### (2) 人材事業に関するリスク

#### 人材ビジネス業界の動向について

人材ビジネス業界は、産業構造の変化、社会情勢、景気変動に伴う雇用情勢の変化等に影響を受けます。当社

グループの事業領域であるエンターテインメント業界における人材ビジネスについては、昨今のスマートフォンネイティブアプリの市場拡大に起因するゲーム業界の市場拡大に伴い、クライアント企業における求人需要は堅調に推移しておりますが、今後、様々な要因により雇用情勢ないしは市場環境が悪化した場合、またクライアント企業における業務縮小・経費削減等による人材需要の大幅減少等が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 法的規制等について

人材事業においては、人材紹介サービスにおいて「職業安定法」の法的規制を、人材派遣サービスにおいて「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」といいます。）」の法的規制を受けております。

当社グループでは、人材紹介サービスを提供するに当たって、「職業安定法」第32条の4の定めに基づき厚生労働大臣より「有料職業紹介事業」の許可を受けております。また、人材派遣サービスを提供するにあたっては、「労働者派遣法」第8条に基づき厚生労働大臣より「一般労働者派遣事業」の許可を受けております。

「職業安定法」においては、人材紹介事業を行う者（法人である場合には、その役員を含む）が有料職業紹介事業者としての欠格事由（「職業安定法」第32条）及び当該許可の取消事由（同法第32条の9）に該当した場合には、事業の許可を取り消し、または、期間を定めて当該事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる旨を定めております。「労働者派遣法」においても「職業安定法」と同様に、一般労働者派遣事業の適正な運営を確保するために、人材派遣事業を行う者（法人である場合には、その役員を含む）が派遣元事業主としての欠格事由（「労働者派遣法」第6条）及び当該許可の取消事由（同法第14条）に該当した場合には、期間を定めて当該事業の全部若しくは一部の停止、または事業許可の取り消しを命じることができる旨を定めております。

現時点において、当社グループにおいては、これらに抵触する事実はないものと認識しておりますが、今後何らかの理由により当社グループ各社並びにその役職員がこれらに抵触した場合、当社グループの主要な事業活動全体に支障をきたすことが予想され、当社グループの事業運営及び業績に重大な影響を与える可能性があります。

#### 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入及び料率の影響について

当社グループは、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」を遵守し、雇用する加入資格を有する全ての派遣労働者に社会保険に加入させ、当社グループも応分の社会保険を負担する義務があります。社会保険料の料率・算出方法は、諸般の条件及び外部環境の変化等に応じて改定が適宜実施されております。今後、社会保険料の料率・算出方法を含めた社会保険制度の改正が実施され、社会保険の会社負担率や加入対象者及び被保険者の増加により社会保険の会社負担金額が大幅に変動する場合には人材事業に負担が発生する可能性があります、当社グループの事業運営及び業績に重大な影響を与える可能性があります。

### (3) 全社共通リスク

#### 特定の役員への依存について

当社の取締役会長である関本晃靖は、当社の創業者であり、CGをはじめとするIT産業に対し、豊富な経験と知識を有しており、当社グループの事業活動全般において重要な役割を果たしております。当社グループでは取締役会、各会議体における役員及び幹部社員の情報共有、組織強化を図っており、同氏に過度に依存しない体制整備を進めております。しかしながら、何らかの事情により、同氏が業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの事業運営及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 人材採用及び人材育成について

当社グループでは、エンターテインメント業界において、開発推進・支援事業、人材事業を展開し、事業領域の拡大を行って参りましたが、今後のさらなる業容拡大、多様化に対応するため、技術開発、営業、管理等、各部門において一層の人員の増強が必要と考えております。しかしながら、事業規模の拡大に応じた当社内における人材育成、外部からの採用等が計画どおりに進まず、人材の適正配置が困難となることで競争力低下等となる場合、当社グループの事業運営及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 内部管理体制について

当社グループは、企業価値の向上を図るためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識の下、業務の適正性、財務報告の信頼性確保、及び法令遵守の徹底が必要と認識しております。そのため、内部管理体制の充実に努めておりますが、事業の急速な拡大、変化により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという事象が生じる場合には、適切な事業運営が困難となり、当社グループの事業運営及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### システム障害に関するリスク

当社グループが運営する事業は、PCやスマートフォンなどのデバイスをインフラとしたネットワークに依存している部分が多いため、過剰アクセスによるサーバーダウンや通信ネットワーク機器の故障及び自然災害や火災・事故等によるシステム障害を回避すべく、サーバーの負荷分散や稼働状況の監視等の未然防止・回避策を実施しております。

しかしながら、このような対策を講じているにも拘らず、自然災害や事故等によるネットワーク障害の発生、データセンターにおける障害発生等、予期しない要因によるシステム停止や外部からの攻撃等によるシステム障害が発生した場合は、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### 情報セキュリティについて

当社グループでは、人材事業における求職者の情報等、重要な個人情報を扱っており、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課せられております。当社グループでは、情報セキュリティに関する社内規程を制定し、役職員に対する教育等、情報管理体制の強化に取り組んでおります。しかしながら、何らかの理由により重要な情報が外部漏洩した場合には、当事者への賠償、社会的信頼の失墜等により、当社グループの事業運営及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 知的財産権に関するリスク

当社グループでは、開発推進・支援事業において開発されたソフトウェアに関する知的財産権の獲得に努めております。加えて、第三者の権利を侵害しないよう、顧問弁護士による開発現場担当者への教育、規程の周知徹底を行う等、細心の注意を払っております。しかしながら、当社サービスに関連する対象物に第三者の権利が成立した場合は、賠償責任等による対価等の支払が発生する可能性があり、また、当社の知的財産権が侵害された場合等には、当社グループの事業運営及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。また、資金調達を目的として、2018年3月26日に第三者割当による新株予約権及び行使価額修正条項付新株予約権等を発行しております。

これらの新株予約権が行使された場合には、当社株式が発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。2019年11月末時点で新株予約権による潜在株式数の合計は172,300株であり、発行済株式総数の5.84%に相当しております。

(5) 災害等への対応について

当社グループでは、災害等の発生に備え、定期的な重要データのバックアップ、稼働監視等によりトラブルの事前防止または回避に努めておりますが、当社所在地近辺において、災害等が発生した場合には、当社設備において支障をきたす可能性があり、そのような場合には、当社グループの事業運営及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 財務制限条項について

当社がソフトウェアライセンスを取得するために金融機関との間で締結した借入契約（当連結会計年度末残高77百万円）には財務制限条項が付されており、全ての債務の履行が完了するまで遵守維持するものとなります。これに抵触した場合、借入先金融機関の請求により当該借入金の期限の利益を損失し、一括返済をすることになり、財政状況及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度との比較・分析は変更後の区分に基づいて記載しております。

#### (経営成績等の状況の概要)

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度（2018年12月1日～2019年11月30日）におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移しております。しかしながら一方で海外情勢においては、米中貿易摩擦の長期化にともなう中国経済の減速や消費税率の引上げ等により、依然として先行きに不透明感を残す状況が継続しております。

そのような状況の下、当社は前連結会計年度に引続き、主にコンピュータグラフィックス（コンピュータを使って制作された映像）関連ビジネスに多角的に取り組むと同時に、収益性の改善に努めてまいりました。

当連結会計年度における、開発推進・支援事業においては、当社が強みを持つエンターテインメント（娯楽）業界向け案件の着実な獲得、および成長余地が大きい自動車業界につきましても前年対比では増加しております。また不動産業界などの他の非エンターテインメント領域におきましても積極的に営業展開を進めてまいりました。

人材事業においては、引続き人材派遣及び紹介件数が堅調に推移いたしました。

また前連結会計年度より引続き継続している他社と協業を行っているコンテンツタイトルにつきましても若干の利益が発生しており、「その他」のセグメントに計上しております。

全社費用につきましては、管理業務の効率化、費用の圧縮等を図りました。

その他、営業外収益として持分法による投資利益200万円、特別利益として前年度に実施した会社分割に伴う当社保有の株式の全てを売却したことにより関係会社株式売却益600万円、当社が保有していた投資有価証券を売却したことによる投資有価証券売却益200万円、一部のプロジェクトについて開発中止に伴う受取補償金400万円を計上いたしました。

また、繰延税金資産の回収可能性について検討した結果、法人税等調整額890万円を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高が4,594百万円（前年同期比8.2%減）、営業利益は45百万円（同817百万円増）、経常利益は60百万円（同865百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は158百万円（同873百万円増）となりました。

なお、報告セグメントの状況は、以下のとおりであります。

#### 開発推進・支援事業

当連結会計年度においては、ミドルウェアライセンス販売の売上高については、第4四半期連結会計期間中に契約締結を見込んでいた海外ゲームデベロッパー向け案件にて契約が取り止めとなってしまったこと、及び別の案件にて契約締結までに時間を要し、期ズレの発生等により期初計画には届きませんでした。しかしながら注力分野である自動車業界向け事業の売上高につきましては、前年度対比で増加をしております。

ネットワーク構築・運用等のサービスを提供するソリューション売上については減収となりました。

以上の結果、売上高は2,630百万円（前年同期比9.3%減）、セグメント利益は132百万円（前年同期比24.4%減）となりました。

#### 人材事業

当連結会計年度における派遣先企業で稼働中の一般派遣労働者数は延べ3,161名、有料職業紹介の成約実績数は284名となりました。

以上の結果、売上高は1,841百万円（前年同期比6.0%増）、セグメント利益は376百万円（同2.0%増）となりました。

その他

「その他」につきましては、前連結会計年度より継続している他社と協業を行っているコンテンツタイトルの収入であります。当連結会計年度より「コンテンツ事業」の重要性が低下したため、報告セグメント外となり、「その他」に含めております。

以上の結果、売上高は122百万円（前年同期比66.3%減）、セグメント利益は9百万円（前期は749百万円の損失）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度と比べ204百万円増加し、897百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動により獲得した資金は、325百万円（前期は456百万円の支出）となりました。これは主に受注損失引当金の減少額174百万円、前受金の減少額115百万円の計上等資金の減少要因があったものの、税金等調整前当期純利益72百万円、減価償却費174百万円、たな卸資産の減少額267百万円等の資金の増加要因があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動により使用した資金は、99百万円（前期は198百万円の収入）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出74百万円、無形固定資産の取得による支出46百万円等の資金の減少要因があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動により使用した資金は、20百万円（前期は400百万円の収入）となりました。これは主に短期借入れによる収入262百万円、長期借入れによる収入124百万円等の資金の増加要因があったものの、短期借入金の返済による支出221百万円、長期借入金の返済による支出199百万円等の資金の減少要因があったことによるものです。

(生産、受注及び販売の状況)

(1) 生産実績

当社グループはミドルウェア等のソフトウェアの開発・保守等に関するサービスを行っており、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
開発推進・支援事業	1,994	68.0	217	34.4

- (注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。  
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
 3. 人材事業については、受注から販売までのリードタイムが短い（1ヶ月未満）場合が多いため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
開発推進・支援事業	2,630	9.3
人材事業	1,841	6.0
その他	122	66.3
合計	4,594	8.2

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)		当連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
任天堂株式会社	594	11.9	570	12.4

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、重要となる会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

なお、この連結財務諸表の作成に当たりまして、決算日における資産・負債及び連結事業年度の収益・費用の数値に影響を与える見積りは、主に資産の評価や引当金の計上であり、これらの見積り及び判断に対して、継続して評価を行っております。過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる要因等に基づき、見積り及び判断を行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は異なる場合があります。

## (2) 財政状態の分析

### 資産、負債及び純資産の状況

#### (資産の部)

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べて99百万円減少（前連結会計年度末比4.0%減）し、2,402百万円となりました。

これは主に、仕掛品の減少267百万円、売掛金の減少35百万円、無形固定資産の減少86百万円があったものの、現金及び預金の増加204百万円、有形固定資産の増加12百万円、繰延税金資産の増加86百万円等があったことによるものであります。

#### (負債の部)

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べて283百万円減少（同24.2%減）し、887百万円となりました。

これは主に、未払消費税の増加87百万円があったものの、未払金の減少21百万円、前受金の減少115百万円、受注損失引当金の減少174百万円、長期借入金の減少77百万円等があったことによるものであります。

#### (純資産の部)

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べて184百万円増加（同13.9%増）し、1,514百万円となりました。

これは主に新株予約権の行使による資本金及び資本剰余金の増加28百万円、利益剰余金の増加158百万円があったことによるものであります。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末比9.9ポイント増加し、62.6%となりました。

## (3) 経営成績の分析

### 売上高

当連結会計年度の売上高は4,594百万円（前連結会計年度比8.2%減）となりました。

これは主に、人材事業においては、引き続き順調に社員の採用及び求職者・派遣労働者の確保ができ、業績は安定に推移したものの、開発推進・支援事業において、ミドルウェアライセンス販売では海外ゲームデベロッパー向け案件にて契約が取り止めとなってしまったことや、一部の案件で契約締結までに時間を要し、期ズレの発生等により、売上高は期初計画を下回る結果となりました。さらに前連結会計年度にてコンテンツ事業の一部を譲渡したことによる売上減少の影響であります。

### 営業利益

当連結会計年度の営業利益は45百万円（前連結会計年度は771百万円の損失）となりました。これは主に、開発推進・支援事業については減益であったものの、人材事業の増益や管理業務の効率化等により全社費用の減少等による販売費及び一般管理費が1,452百万円（前連結会計年度比10.2%減）と前期比で減少した影響によるものであります。

### 経常利益

当連結会計年度の経常利益は60百万円（前連結会計年度は804百万円の損失）となりました。これは主に、持分法による投資利益の計上（前連結会計年度は持分法による投資損失）等により営業外収益が36百万円（前連結会計年度比179.7%増）となったことによるものであります。



#### 親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は158百万円（前連結会計年度は715百万円の損失）となりました。これは主に、特別利益として前年度に実施した会社分割に伴う当社保有の株式の全てを売却したことにより関係会社株式売却益6百万円、当社が保有していた投資有価証券を売却したことによる投資有価証券売却益2百万円、一部のプロジェクトについて開発中止に伴う受取補償金4百万円を計上したことと、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、法人税等調整額89百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益が158百万円となったことによるものであります。

#### (4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(経営成績等の状況の概要) (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

#### (5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、各事業に共通するリスクとして市場動向、法的規制、情報セキュリティ等のリスクがあります。また、開発推進・支援事業では技術革新、人材事業では社会保険のリスク要因があります。当社グループではこれらのリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社グループは、社内管理体制の整備、法令及びコンプライアンス遵守の浸透、優秀な人材の採用と教育、情報セキュリティの強化等により、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分析し、リスクの発生を抑え、適切に対応していく所存であります。

#### (6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営者は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社グループが今後さらなる成長と発展を遂げるためには、厳しい環境の中で諸々の課題に対処していくことが重要であると認識しております。

そのためには、ミドルウェア製品の強化、法令等の遵守、開発体制の強化を図ってまいります。

#### (7) 経営戦略の現状と見通し

当社の経営者は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社グループが今後さらなる成長と発展を遂げるためには、より収益性の高いビジネスへの注力及びコスト意識を高めることにより、利益率改善に努めていくことが重要であると認識しております。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 5 【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、全社横断的に技術の開発に努め、相互にノウハウの共有化を図ると共に自社の競争力強化を目的として行われております。

当連結会計年度において当社グループが支出した研究開発費の総額は39百万円（前連結会計年度比91.9%増）であります。

研究開発活動の概略を示すと次のとおりであります。なお、当社グループでは、研究開発活動により開発する製品は、開発推進・支援事業及びコンテンツ事業の両事業に係る製品となる可能性があるため、セグメントに関連付けた費用ではなく、全社費用として管理していることから、セグメント毎の研究開発費の記載を省略しております。

高品位のCG技術を提供するレンダリングエンジン「Mizuchi」に関しては、継続的に高品質のリアルタイムCGの研究開発を進めており、雲、雨滴、各種天候等の多彩な表現、リアルタイムレイトレーシングの研究も進めており、さらに多くのシーンで、実写と遜色ないようなリアルタイムCGを生成できるようになってきております。また、DCC (Digital Content Creation) ツールとあるMayaと連動したオーサリングツール「Mizuchi extension for Maya」を開発しました。これにより、製作時間を大幅短縮できるオーサリング環境を提供します。

間接照明を含む高品質の照明効果をリアルタイムに実現するグローバルイルミネーションの「Enlighten」に関しては、継続的な研究開発の成果として、2019年11月にバージョン3.10をリリースしました。ライセンス取得以来、当社単独での研究開発に対する初のアップデートになります。

AI関連として、機械学習向けのCGデータ提供と合わせて、AI技術を使ったCG画像の高画質化の研究開発を進めております。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資（有形固定資産の他、無形固定資産等への投資を含む）の総額は120百万円であります。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

2019年11月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)	
			建物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	ソフト ウェア (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
本社 (東京都 渋谷区)	全セグメント	業務設備	100	28	98	12	240	167

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
3. 臨時従業員数については、従業員数に対する割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

##### (2) 国内子会社

2019年11月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額				従業員数 (人)
				建物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	ソフト ウェア (百万円)	合計 (百万円)	
イグニス・ イメージ ワークス株 式会社	本社 (東京都 渋谷区)	開発推進 ・支援	業務設備	-	19	10	29	69

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
3. 臨時従業員数については、従業員数に対する割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

##### (3) 在外子会社

該当事項はありません。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

経常的な設備の更新のための新設等を除き、重要な設備の新設等の計画はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,420,000
計	9,420,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年2月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,948,200	2,949,700	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,948,200	2,949,700		

(注) 提出日現在の発行数には、2020年2月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第1回新株予約権 (2013年8月29日 臨時株主総会決議、2013年9月17日 発行)

	事業年度末現在 (2019年11月30日)	提出日の前月末現在 (2020年1月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名	当社従業員 3名
新株予約権の数(個)	15(注)6	15(注)6
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,500(注)1、5、6	4,500(注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	334(注)2、5	334(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 2015年9月18日 至 2020年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 334 (注)2、5 資本組入額 167 (注)2、5	発行価格 334 (注)2、5 資本組入額 167 (注)2、5
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時までの間、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合(任期満了、定年による退職等)は、上記地位の喪失後6ヶ月以内または権利行使期間開始日より6ヶ月以内に権利行使をなし得るものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。</p> <p>権利行使期間内であっても、新株予約権者は、当社が当社株式を取引所へ上場等するまでの間は、新株予約権を行使することができない。</p> <p>その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3、4	(注)3、4

(注) 1. 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、300株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(または株式併合)の比率}$$

2. 当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、

次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会の決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

また、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなり権利を行使することができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上で調整した組織再編後の行使価額に、新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。

- ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イ. 記載の資本金等増加限度額から上記イ. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使の条件

上表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

上記（注）1. に準じて決定する。

5. 当社は、2014年2月8日付で普通株式1株につき3株の株式分割を、2014年11月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6. 新株予約権付与時の新株予約権の数は765個、新株予約権の目的となる株式の数は765株（株式分割考慮前）でしたが、付与対象者の退職による権利の喪失及び権利行使等により、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は変更となっております。

## 第2回新株予約権(2014年2月26日 定時株主総会決議、2014年5月29日 発行)

	事業年度末現在 (2019年11月30日)	提出日の前月末現在 (2020年1月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 12名	当社従業員 10名
新株予約権の数(個)	108(注)6	93(注)6
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,800(注)1、5、6	9,300(注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	800(注)2、5	800(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 2016年5月30日 至 2021年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 800 (注)2、5 資本組入額 400 (注)2、5	発行価格 800 (注)2、5 資本組入額 400 (注)2、5
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時までの間、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合(任期満了、定年による退職等)は、上記地位の喪失後6ヶ月以内または権利行使期間開始日より6ヶ月以内に権利行使をなし得るものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。</p> <p>権利行使期間内であっても、新株予約権者は、当社が当社株式を取引所へ上場等するまでの間は、新株予約権を行使することができない。</p> <p>その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3、4	(注)3、4

(注) 1. 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(または株式併合)の比率}$$

2. 当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}$$

既発行株式数 + 新株発行(処分)株式数

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×

3. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会の決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。  
また、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなり権利を行使することができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定められた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上で調整した組織再編後の行使価額に、新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。  
新株予約権を行使することができる期間  
上表「新株予約権の行使期間」に定める権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める権利行使期間の満了日までとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。  
ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イ. 記載の資本金等増加限度額から上記イ. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。  
新株予約権の行使の条件  
上表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。  
譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。  
再編対象会社による新株予約権の取得  
上記（注）1. に準じて決定する。
5. 当社は、2014年11月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 新株予約権付与時の新株予約権の数は555個、新株予約権の目的となる株式の数は555株（株式分割考慮前）でしたが、付与対象者の退職による権利の喪失及び権利行使等により、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は変更となっております。



## 第3回新株予約権(2014年8月28日 臨時株主総会決議、2014年9月26日 発行)

	事業年度末現在 (2019年11月30日)	提出日の前月末現在 (2020年1月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 1名
新株予約権の数(個)	20(注)6	20(注)6
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000(注)1、5、6	2,000(注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	934(注)2、5	934(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 2016年9月27日 至 2021年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 934 (注)2、5 資本組入額 467 (注)2、5	発行価格 934 (注)2、5 資本組入額 467 (注)2、5
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時までの間、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合(任期満了、定年による退職等)は、上記地位の喪失後6ヶ月以内または権利行使期間開始日より6ヶ月以内に権利行使をなし得るものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。</p> <p>権利行使期間内であっても、新株予約権者は、当社が当社株式を取引所へ上場等するまでの間は、新株予約権を行使することができない。</p> <p>その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3、4	(注)3、4

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(または株式併合)の比率}$$

2. 当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}$$

既発行株式数 + 新株発行(処分)株式数

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×

3. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会の決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。  
また、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなり権利を行使することができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定められた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上で調整した組織再編後の行使価額に、新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。  
新株予約権を行使することができる期間  
上表「新株予約権の行使期間」に定める権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める権利行使期間の満了日までとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。  
ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イ. 記載の資本金等増加限度額から上記イ. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。  
新株予約権の行使の条件  
上表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。  
譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。  
再編対象会社による新株予約権の取得  
上記（注）1. に準じて決定する。
5. 当社は、2014年11月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 新株予約権付与時の新株予約権の数は130個、新株予約権の目的となる株式の数は130株（株式分割考慮前）でしたが、付与対象者の権利行使等により、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は変更となっております。

## 第4回新株予約権(2014年8月28日 臨時株主総会決議、2014年10月21日 発行)

	事業年度末現在 (2019年11月30日)	提出日の前月末現在 (2020年1月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名	当社従業員 2名
新株予約権の数(個)	25	25
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,500(注)1、5	2,500(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	934(注)2、5	934(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 2016年10月22日 至 2021年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 934 (注)2、5 資本組入額 467 (注)2、5	発行価格 934 (注)2、5 資本組入額 467 (注)2、5
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時までの間、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合(任期満了、定年による退職等)は、上記地位の喪失後6ヶ月以内または権利行使期間開始日より6ヶ月以内に権利行使をなし得るものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。</p> <p>権利行使期間内であっても、新株予約権者は、当社が当社株式を取引所へ上場等するまでの間は、新株予約権を行使することができない。</p> <p>その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3、4	(注)3、4

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(または株式併合)の比率}$$

2. 当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}$$

既発行株式数 + 新株発行(処分)株式数

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×

3. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会の決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。  
また、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなり権利を行使することができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定められた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上で調整した組織再編後の行使価額に、新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。  
新株予約権を行使することができる期間  
上表「新株予約権の行使期間」に定める権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める権利行使期間の満了日までとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。  
ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イ. 記載の資本金等増加限度額から上記イ. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。  
新株予約権の行使の条件  
上表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。  
譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。  
再編対象会社による新株予約権の取得  
上記（注）1. に準じて決定する。
5. 当社は、2014年11月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
決議年月日	2018年3月9日		
新株予約権の数(個)	12,500 (注) 2	70,000 (注) 2	70,000 (注) 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)			
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 12,500 (注) 2、3、4	普通株式 70,000 (注) 2、3、4	普通株式 70,000 (注) 2、3、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 2、5、6、7	(注) 2、5、6、7	(注) 2、5、6、7
新株予約権の行使期間	自 2018年3月27日 至 2021年3月26日	自 2018年4月24日 至 2021年4月23日	自 2018年5月25日 至 2021年5月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 2、5、8	(注) 2、5、8	(注) 2、5、8
新株予約権の行使の条件	一部行使はできない。		
新株予約権の譲渡に関する事項			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項			

当事業年度の末日(2019年11月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末(2020年1月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は、152,500株(第8回新株予約権12,500株、第9回新株予約権70,000株、第10回新株予約権70,000株、交付株式数((注) 4 (1)号に定義する。))は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額((注) 5 (1)号に定義する。))が修正されても変化しない(但し、(注) 4に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正基準

第8回新株予約権の行使価額は、2019年3月9日を初日として、各1年後の応当日ごとに、その直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)に相当する金額に修正される。

第9回新株予約権の行使価額は、2018年4月24日に、2018年4月23日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の110.4%に相当する金額に修正され、以後、2019年4月24日を初日として、各1年後の応当日ごとに、その直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)に相当する金額に修正される。

第10回新株予約権の行使価額は、2018年5月25日に、2018年5月24日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の110.4%に相当する金額に修正され、以後、2019年5月25日を初日として、各1年後の応当日ごとに、その直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)に相当する金額に修正される。

(3) 行使価額の修正頻度：1年に最大1回

(4) 行使価額の下限はない。

(5) 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は152,500株(当事業年度未現在の発行済株式総数に対する割合は5.17%)、交付株式数は本新株予約権1個につき1株で確定している(但し、(注) 4に記載のとおり、調整されることがある。))。

(6) 行使価額の下限は定められていないため、本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限も定められていない。

3. 新株予約権の目的となる普通株式の内容は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」の内容と同一である。

4. 新株予約権の目的となる株式の数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下「新規発行新株予約権証券」において「交付」という。)数は1株とする(以下、「新規発行新株予約権証券」において、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数を「交付株式数」という。)。ただし、本欄(2)号乃至(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が(注) 6の規定に従って、行使価額((注) 5 (1)号に定義する。以下「新規発行新株予約権証券」において同じ。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)7に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (3)前項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- (4)調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る(注)7(2)号、(4)号及び(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5)交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額(以下「新規発行新株予約権証券」において「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2)行使価額は、第8回新株予約権については当初2,264円、第9回新株予約権及び第10回新株予約権については当初1,886円とする。ただし、行使価額は(注)6及び(注)7に定めるところに従い修正又は調整される。

6. 行使価額の修正

(第8回新株予約権)行使価額は、2019年3月9日を初日として、各1年後の応当日ごとに、その直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)に相当する金額に修正される。

(第9回新株予約権)行使価額は、2018年4月24日に、2018年4月23日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の110.4%に相当する金額に修正され、以後、2019年4月24日を初日として、各1年後の応当日ごとに、その直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)に相当する金額に修正される。

(第10回新株予約権)行使価額は、2018年5月25日に、2018年5月24日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の110.4%に相当する金額に修正され、以後、2019年5月25日を初日として、各1年後の応当日ごとに、その直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)に相当する金額に修正される。

7. 行使価額の調整

- (1)当社は、本新株予約権の割当日後、本項(2)号に掲げる各事由が発生し当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「新規発行新株予約権証券」において「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社普通株式を交付する旨の定めのある証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利の取得、転換又は行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降(株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降)、これを適用する。

当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て(以下「新規発行新株予約権証券」において「株式分割等」という。)を行う場合

調整後行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降、これを適用する。

下記(3)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めのある証券若しくは権利、又は下記(3)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後行使価額は、交付される証券若しくは権利のすべてが当初の条件で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券若しくは権利の払込期日又は払込期間の末日(無償割当ての場合には、効力発生日)の翌日以降(株主に当該証券若しくは権利の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降)、これを適用する。

- (3) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とし、行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当

社普通株式数を含まないものとする。

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、その次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

- (4) 上記(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。  
株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。  
前 他、当社の発行済株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由その他の事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。  
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
- (5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が前項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (6) 前各号の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

## 第8回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2019年9月1日から 2019年11月30日まで)	第21期 (2018年12月1日から 2019年11月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	12,500
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	12,500
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	1,280
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	16
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	12,500
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	12,500
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	1,280
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	16

## 第9回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2019年9月1日から 2019年11月30日まで)	第21期 (2018年12月1日から 2019年11月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-



第10回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2019年9月1日から 2019年11月30日まで)	第21期 (2018年12月1日から 2019年11月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条 項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行 使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の 累計(個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式 数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使 価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達 額(百万円)	-	-

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2014年12月1日～ 2015年11月30日 (注)1	129,000	2,484,000	21	121	21	320
2015年12月1日～ 2016年11月30日 (注)1	36,900	2,520,900	11	133	11	332
2016年12月1日～ 2017年11月30日 (注)1	41,200	2,562,100	12	146	12	345
2017年12月1日～ 2018年11月30日 (注)1	342,100	2,904,200	293	439	293	638
2018年12月1日～ 2019年11月30日 (注)1	44,000	2,948,200	14	453	14	652

(注) 1. 新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 2019年12月1日から2020年1月31日までの間に、新株予約権の行使に伴い、発行済株式総数が1,500株、資本金が0百万円及び資本準備金が0百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2019年11月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	2	32	46	21	14	3,587	3,702	
所有株式数 (単元)	-	300	1,428	3,747	796	583	22,607	29,461	2,100
所有株式数 の割合(%)	-	1.02	4.85	12.71	2.70	1.98	76.74	100.00	

(注) 1. 自己株式30,040株は、「個人その他」に300単元、「単元未満株式の状況」に40株を含めて記載しております。

2. 「金融機関」の欄には、株式給付信託(J-ESOP)の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社が保有する当社株式250単元が含まれております。なお、当該株式は財務諸表において自己株式として表示しております。

(6) 【大株主の状況】

2019年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
関本 晃靖	神奈川県逗子市	243,000	8.33
寺田 健彦	東京都渋谷区	212,500	7.28
株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント	東京都港区港南一丁目7番1号	120,000	4.11
株式会社ディンプス	大阪府豊中市新千里西町一丁目1番8号	95,000	3.26
株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス	東京都新宿区新宿六丁目27番30号	60,000	2.06
株式会社クリーク・アンド・リバー社	東京都港区新橋四丁目1番1号	54,000	1.85
下田 勲一	京都府京都市下京区	53,700	1.84
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	37,800	1.30
倉垣 二美子	東京都港区	32,000	1.10
永谷 真澄	東京都多摩市	32,000	1.10
計		940,000	32.21

(注) 1. 当社は「株式給付信託(J-ESOP)」を導入しており、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下「信託E口」という)が当社株式25,000株を取得しております。信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2019年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 30,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,916,100	29,161	
単元未満株式	普通株式 2,100		
発行済株式総数	2,948,200		
総株主の議決権		29,161	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式給付信託(J-ESOP)の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社が保有する当社株式25,000株(議決権の数250個)を含めて表示しております。

## 【自己株式等】

2019年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
シリコンスタジオ株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目 21番3号	30,000	-	30,000	1.02
計		30,000	-	30,000	1.02

(注) 株式給付信託(J-ESOP)の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社が保有する当社株式25,000株は、上記自己株式に含めておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

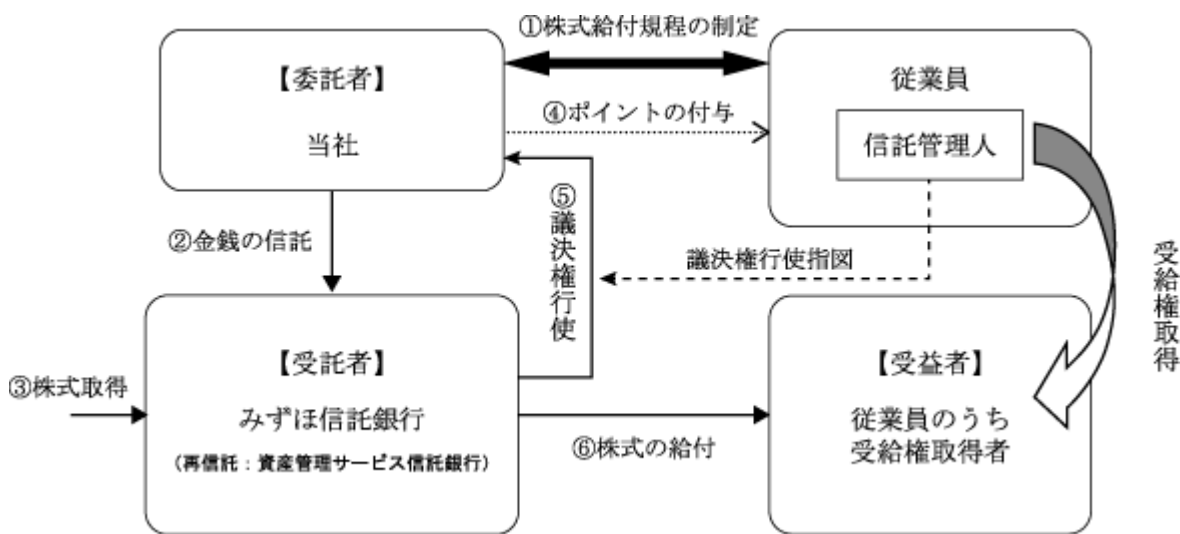
1. 従業員株式所有制度の概要

当社は、2015年1月16日付の取締役会決議に基づいて、従業員と一体となって企業価値と株式価値の向上に邁進するためのインセンティブ・プランとして「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を給付する仕組みであります。

当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付いたします。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものといたします。

本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。



当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定しております。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行）（以下、「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）いたします。

信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得いたします。

当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与いたします。

信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使いたします。

従業員は、受給権取得後に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

2. 従業員等に取得させる予定の株式の総数

25,000株

3. 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

「株式給付規程」の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	40	0
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年2月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含まれておりません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 ( - )	-	-	-	-
保有自己株式数	30,040	-	30,040	-

(注) 保有自己株式数においては「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式25,000株は含まれておりません。

## 3 【配当政策】

当社グループは、利益配分について、将来の事業展開のための必要な内部留保を確保する一方、利益水準から一定割合で株主還元として、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当社の剰余金配当は、期末配当の年1回を基本方針としておりますが、剰余金の期末配当の決定機関は株主総会としております。また、当社は取締役会決議によって、毎年5月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益を計上いたしました。財務基盤の強化を優先し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

次期の配当につきましても、経営状況を総合的に判断し、復配時期を決定していきたいと考えております。

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

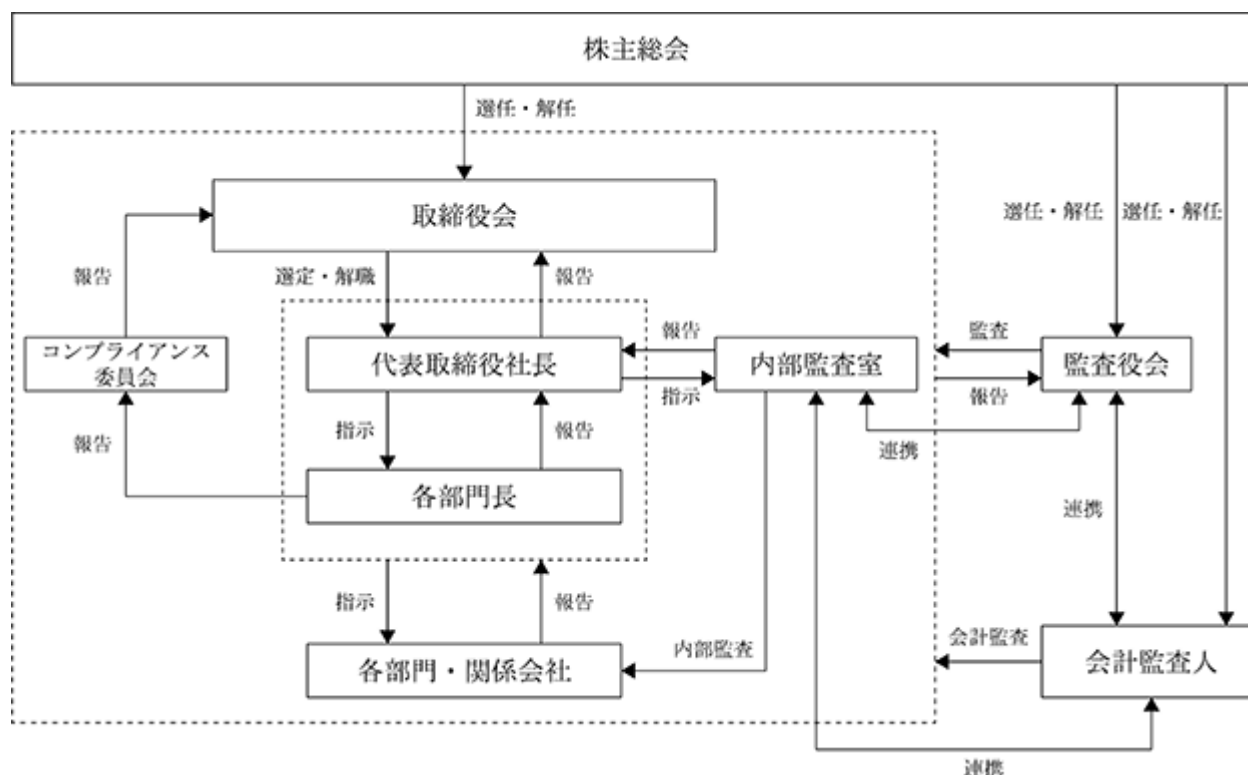
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主重視の基本方針に基づき、継続企業として収益の拡大、企業価値の向上のため、経営管理体制を整備し、経営の効率化と迅速性を高めて参ります。同時に、社会における企業の責務を認識し、各種サービスを通じた社会貢献、当社を取り巻く利害関係者の調和ある利益の実現に取り組んで参ります。これらを踏まえ、経営管理体制の整備にあたり、事業活動の透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対するモニタリング体制の整備を進め、適時情報公開を行って参ります。

企業統治の体制の状況

当社のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制体制の模式図は以下のとおりであります。



企業統治の体制を採用する理由

当社が取締役会と監査役会を企業統治の主体として採用した理由といたしましては、企業収益力の強化を司る機関としての取締役会と、監督機能としての監査役会というシンプルな機関設計により、必要な牽制機能を果たしながら、より迅速かつ機動的な意思決定が可能であるとの判断によるものであります。

##### イ．取締役及び取締役会

当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)により構成されております。当社では原則として定時取締役会を月1回開催し、取締役会においては業績の状況、その他の業務上の報告を行い情報の共有を図るとともに、必要に応じて、臨時取締役会を開催しており、監査役からは必要に応じて意見及び指摘を受けております。

なお、取締役会については、監督機能を補完するとともに、多角的かつ客観的な視点での確かな意思決定を可能とするため、社外取締役1名を選任しております。構成員の氏名等については、後記「(2) 役員 の状況」をご参照ください。

## ロ．監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、毎月1回の監査役会を開催しております。当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）により構成されており、監査役会で定めた監査役監査方針・計画に基づき、重要会議の出席、代表取締役・取締役・重要な使用人との意見交換、重要書類の閲覧などを通じ厳格な監査を実施しております。

また、会計監査人の監査計画の把握や内部監査の状況を把握し、定例会合での情報共有により監査の実効性確保に努めております。なお、構成員の氏名等については、後記「（2）役員の状況」をご参照ください。

## ハ．内部監査室

当社は、代表取締役社長の直轄部署として内部監査室を設置しており、人員は1名となっております。内部監査室は代表取締役社長の命を受けて、当社及び子会社全体の業務執行状況を監査しており、内部監査の結果につきましては、代表取締役社長に報告しております。

### 企業統治に関するその他の事項

## イ．リスク管理及びコンプライアンス体制の整備状況

当社グループは、市場、情報セキュリティ、労務、品質・安全等の様々な事業運営上のリスクについて、以下の取り組みを行っております。

重要な投資開発案件について、代表取締役 梶谷眞一郎の他、管掌取締役、関係部門長が、各案件を審議する投資開発会議を開催しております。また、重要な受注案件について、代表取締役 梶谷眞一郎の他、管掌取締役、関係する部門長が、各案件を審議する受注会議を開催しております。各案件のマイルストーンの評価について、代表取締役 梶谷眞一郎の他、管掌取締役、関係する部門長が、各案件を評価する評価会議を開催しております。

企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、「コンプライアンス規程」を制定し、これに従い全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを周知徹底しております。なお、当社ではコンプライアンスに係る取組み及び研修の推進、コンプライアンス違反発生の場合の対処及び再発防止策の決定等のために、代表取締役 梶谷眞一郎を委員長とし、取締役会長 関本晃靖、取締役 竹中康晴、取締役 橋本和幸を委員とするコンプライアンス委員会を開催しております。コンプライアンス委員会は、原則として年1回開催するものとし、必要に応じて適宜開催することとしております。

また、人材事業に関して、「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報取扱の要領を遵守しております。特に、取得・収集した個人情報の漏洩等は、当社グループの信用力低下に直結することから、個人情報保護規程を制定し、個人情報管理統括責任者をコーポレートサービス本部長（コーポレートサービス本部長に事故ある場合は人事部長）として、適正管理に努めております。

## ロ．内部統制システムの整備状況

当社は、企業経営の透明性及び公平性を担保するため、内部統制に関する基本方針を制定し、内部統制システムを構築し、運用の徹底を図っております。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査室による内部監査を実施しております。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。概要は次のとおりであります。

### a．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「シリコンスタジオグループは、常に世界最高の技術をもって社会に貢献します。」との企業理念に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
- ( ) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- ( ) コンプライアンスの状況は、各部門責任者を兼ねる取締役が参加するコンプライアンス委員会等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。



- ( ) 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等についての報告体制としては、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、コーポレートサービス本部を窓口として定め、適切に対応する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (i) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
  - ( ) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (i) 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
  - ( ) リスク情報等については各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応はコーポレートサービス本部が行うものとする。
  - ( ) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ確かな対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
  - ( ) 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (i) 取締役会は月に1回定期的に、または必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
  - ( ) 各部門長は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。
  - ( ) 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化をはかることで、迅速性及び効率性を確保する。
- e. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (i) グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。
  - ( ) グループ会社の管理はコーポレートサービス本部が行うものとし、必要に応じてグループ会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。
  - ( ) 当社の監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (i) 監査役は、コーポレートサービス本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (i) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を読み、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
- ( ) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
- ( ) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

i. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (i) 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

j. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (i) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- ( ) コーポレートサービス本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- ( ) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

k. 責任限定契約の内容の概要

有価証券報告書提出日現在、当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## 八. 取締役の定数

取締役の員数は9名以内とする旨を定款で定めております。

## 二. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

## ホ. 株主総会の特別決議の要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権を3分の1以上有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## へ. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

ト．責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

チ．株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

a．中間配当制度に関する事項

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年5月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

b．自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 会長	関本 晃靖	1939年7月12日	1964年4月 富士自動車販売㈱入社 1966年7月 ジェイムズ物産㈱入社 1969年9月 ㈱理経入社 1979年4月 理経コンピュータ㈱(現 ㈱理経)取締役 1987年1月 日本シリコングラフィックス㈱(現 日本SGI㈱)設立、代表取締役 1989年10月 Silicon Graphics, Inc.(現 Silicon Graphics International Corp.)社北太平洋地区担当副社長 1995年5月 Silicon Graphics, Inc.(現 Silicon Graphics International Corp.)東アジア地区担当上級副社長 1995年7月 日本シリコングラフィックス㈱(現 日本SGI㈱) 代表取締役会長 1998年10月 日本シリコングラフィックス㈱(現 日本SGI㈱) 取締役 1998年10月 Silicon Graphics, Inc.(現 Silicon Graphics International Corp.)シニア・バイス・プレジデント 2000年1月 当社代表取締役社長 2007年12月 当社取締役会長 2011年5月 ㈱クリーク・アンド・リバー社 監査役 2013年4月 当社代表取締役会長 2018年2月 当社取締役会長(現任)	(注)3	243,000
代表取締役 社長	梶谷 眞一郎	1960年3月3日	2011年3月 当社入社 2017年12月 当社コーポレートサービス本部長 2018年2月 当社取締役コーポレートサービス本部長 2018年10月 当社代表取締役社長(現任) 2018年11月 イグニス・イメージワークス㈱代表取締役社長(現任)	(注)3	10,000
取締役 テクノロジー事業本部長兼 経営企画室長	竹中 康晴	1965年4月28日	2015年6月 当社入社 2015年12月 当社執行役員研究開発統括部長 2017年2月 当社取締役技術本部長 2018年2月 当社取締役テクノロジー事業本部副本部長 2018年12月 当社取締役テクノロジー事業本部副本部長兼経営企画室長 2019年10月 当社取締役テクノロジー事業本部長兼経営企画室長(現任)	(注)3	-
取締役	橋本 和幸	1962年12月12日	1986年4月 日本シンボリック株式会社 入社 1995年4月 株式会社スクウェア(現 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス)入社 2000年4月 同社 執行役員就任 2002年6月 同社 退社 2002年6月 米国エレクトロニック・アーツ社 入社 同社技術プラットフォーム担当副社長 2006年1月 米国アバターリアリティ社 設立 社長就任 2011年3月 米国NVIDIA社 入社 同社 シニア・ディレクター 2019年12月 同社 退社 2020年1月 当社顧問 2020年2月 当社取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役	尾関 好良	1949年8月27日	1978年12月 Arthur Andersen&Co.入社 1983年7月 Bank of America入社 1984年7月 Kumagai International USA Corporation入社、バイスプレジデント 1992年8月 タイムワナー・エンターテインメント・ジャパン(株)(現 ワナーエンターテインメントジャパン) CFO 1996年4月 日本シリコングラフィックス(株)(現 日本SGI(株))常務取締役CFO 2000年12月 日本アリバ(株)執行役員CFO 2002年3月 コロムビアミュージックエンタテインメント(株)(現 日本コロムビア(株))取締役専務執行役員CFO 2005年8月 (株)セールスフォース・ドットコム専務執行役員CFO 2006年5月 (株)インテグリティ代表取締役(現任) 2006年5月 グロービス経営大学院教授(現任) 2011年5月 1stホールディングス(株)取締役 2013年8月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	1,000
監査役 (非常勤)	成井 弦	1944年4月18日	1969年10月 デジタルイクイップメントコーポレーションインターナショナル(DEC)日本支社入社 1987年7月 日本デジタルイクイップメント(株)取締役教育事業本部長 1988年2月 同社取締役企画本部長 1990年8月 米国DEC、ゼネラルインターナショナルエリア教育・コンサルティング事業担当副社長 1994年9月 日本シリコングラフィックス(株)(現 日本SGI(株))入社、企画本部長 1998年2月 同社代表取締役副社長 2000年4月 特定非営利活動法人エルピーアイジャパン設立、理事長 2000年7月 (株)リーディングエッジ設立、代表取締役社長 2003年3月 (株)ピーエイ取締役 2003年9月 (株)セラータム・テクノロジー取締役 2013年4月 当社監査役(現任)	(注)4	1,500
監査役 (非常勤)	石渡 晋太郎	1952年11月10日	1975年3月 日本鉱業(株)(現 JX日鉱日石金属(株))入社 1989年7月 日本人材サービス(株)入社 1991年10月 同社取締役 1995年12月 SAPジャパン(株)入社 1997年1月 SAPノース・イースト・アジア、人事ディレクター 1999年7月 日本SGI(株)取締役執行役員人事本部長 2006年10月 SGIホールディングス(株)入社 2007年11月 トレインジャパン(株)入社、人事ディレクター 2011年6月 ナリッジサービスネットワーク(株)入社、管理本部長(現任) 2013年8月 当社監査役(現任) 2016年2月 イグニス・イメージワークス(株)監査役(現任)	(注)4	500
計					256,000

- (注) 1. 取締役橋本和幸は、社外取締役であります。  
2. 監査役尾関好良、監査役成井弦、監査役石渡晋太郎は、社外監査役であります。  
3. 取締役の任期は、2020年2月26日の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。  
4. 監査役の任期は、2018年2月23日の定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

## 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名であり、橋本和幸を選任しております。同氏は、東京証券取引所一部上場企業及び米国最先端企業における経験に基づく、コンピュータグラフィックス業界における技術領域に関する知識と見識を有しており、独立役員と当社との関係から一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、また経営の監視において経営陣からの独立性が十分に確保できると判断し、独立役員として選任しております。当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準について明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、見識や専門的な知見に基づく客観的かつ的確な助言を頂けることを個別に判断しております。なお社外取締役橋本和幸と当社との間に人的関係、取引関係その他の特別な利害関係はありません。

当社の社外監査役は3名であり、尾関好良、成井弦、石渡晋太郎を選任しております。これは監査役3名中3名を社外監査役とすることにより、取締役会の牽制及び監査機能を強化しております。したがって、社外監査役3名について独立役員として選任しております。

社外監査役尾関好良は、米国公認会計士の資格を有し、また経営大学院での教鞭をとることを通じて、幅広い財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役としての職務を遂行頂ける方として選任しております。また当社との利害関係がなく証券取引所が定める独立役員としての条件等を満たしているため、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立性も高いと考えられるため、取締役もしくは経営に対する監視機能としても十分であると判断しております。

社外監査役成井弦は、元米国DEC社の副社長及び特定非営利活動法人エルピーアイジャパンにおけるLinux技術の普及での経験を通じて、幅広い会社経営及び技術分野に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役としての職務を遂行頂ける方として選任しております。

社外監査役石渡晋太郎は、米国MBA（経営学修士）の資格を有すると共に他社での管理本部長の経験を通じて、人事や管理に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役としての職務を遂行頂ける方として選任しております。

なお、尾関好良は当社株式を1,000株保有しております。成井弦は当社株式を1,500株保有しております。石渡晋太郎は当社株式500株を保有しております。それ以外に、社外監査役3名と当社との間に人的関係、取引関係その他の特別な利害関係はありません。

また、当社は社外監査役を選任するための独立性に関する基準について明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、見識や専門的な知見に基づく客観的かつ的確な監督または監査が遂行できることを個別に判断しております。

## 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との連携

社外取締役1名は、上場企業の執行役員及びその関連会社における代表取締役としての経験を有し、当社の取締役会に出席し、業務執行に関する意思決定等を行っております。

社外監査役3名は、米国公認会計士、米国MBA（経営学修士）としての幅広い知見や経験、会社経営者としての経験を有し、当社の取締役会に出席し、業務執行に関する意思決定について、監督、助言、監査を実施しております。

また、社外取締役は、内部統制部門であるコーポレートサービス本部との間で情報交換を行うことで業務の効率性、有効性の向上に努めております。社外監査役3名は、内部監査室との間で月に1回情報交換を行うことで監査の効率性、有効性の向上に努めております。

また、内部監査室及び会計監査人との相互連携につきましては監査役を含めた三者間の情報の共有により、連携体制をとっております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役監査につきましては、監査役3名により構成されております。監査役監査計画にて定められた内容に基づき監査を行い、原則として月1回開催される監査役会において情報共有を図っております。また、監査役は定期的に内部監査室と共に会計監査人と意見交換等を行っており、三者間で情報共有することで、連携を図っております。

内部監査の状況

当社の内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の内部監査室1名が内部監査業務を実施しております。年間の内部監査計画に則り全部門に対して監査を実施し、監査結果については取締役会長、代表取締役社長及び監査役に都度報告する体制となっております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

佐藤 健文

中村 憲一

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他16名であります。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行役員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

d. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、監査法人としての独立性、専門性及び職務遂行能力ならびに品質管理体制及び当社の事業活動に対する理解の基づく監査体制を有すること等を総合的に勘案して監査法人を選定しております。また、監査計画並びに監査費用が合理的かつ妥当であること等を確認し、組織的監査体制及び審査体制が整備されていることから同監査法人が適任であると判断しております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人について、その独立性及び専門性、監査品質、監査活動の状況、監査報酬水準、監査報告の相当性等を対象項目として評価し、太陽有限責任監査法人が会計監査人として適切、妥当であると判断しています。

監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(平成31年1月31日内閣府令第3号)による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) a (b)及びd (a) の規定を当事業年度に係る有価証券報告書から適用しております。

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	28	-	28	-
連結子会社	-	-	-	-
計	28	-	28	-

b. その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

c. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査実施計画と同業他社で売上高の同等規模の会社の監査報酬水準を比較し、決定しております。

d. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関連部門及び会計監査人からの必要資料の入手や報告の徴収を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠の妥当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。



(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、各役員の報酬額は、会社の業績、業績に連動した従業員賞与の変動率、及び各人の地位、経歴、実績などを総合的に勘案して決定しております。

b. 役員の報酬等の額等の決定に関する役職ごとの方針の内容

該当事項はありません。

c. 役員の報酬等に関する株主総会の決議があるときの、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容

2012年2月28日開催の第13期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額250百万円以内とする決議を、2001年2月26日開催の第2期定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額60百万円以内とする決議を、それぞれ行っております。

d. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者、当該権限の内容、当該裁量の範囲

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんので、該当事項はありません。

e. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関する委員会の手続の概要

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関する委員会は設置しておりませんので、該当事項はありません。

f. 当事業年度における役員の報酬等の額の決定過程における取締役会及び委員会等の活動内容

当社は取締役の報酬等の額の決定にあたっての手続きとして、社長及び人事部門が検討し、取締役会で社長が提案し、審議の上、決議しております。

g. 役員の報酬等における業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支給割合の決定方針の内容

当社の役員の報酬等には業績連動報酬は含まれておりませんので、該当事項はありません。

h. 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由、当該業績連動報酬の額の決定方法

当社の役員の報酬等には業績連動報酬は含まれておりませんので、該当事項はありません。

i. 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

当社の役員の報酬等には業績連動報酬は含まれておりませんので、該当事項はありません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役(社外取締役を除く。)	63	63	-	-	4
監査役(社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	25	25	-	-	4
合計	88	88	-	-	8

(注) 取締役の報酬には使用人分給与を含んでおりません。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため記載をしておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はございません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式に区分し、それ以外の株式を保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）については、保有先企業との取引関係の維持強化を通じて当社の中長期的な企業価値向上に資する場合に取得・保有することとしております。また、その保有意義について、当社の取締役会で定期的に検証を行い、中長期的な保有メリット等を総合的に勘案して、保有の適否を判断しております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	3	78
非上場株式以外の株式	1	0

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	2	9
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)gumi	100 0	100 0	取引関係等の円滑化のため	無

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	2	1	2
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	0
非上場株式以外の株式	-	-	-

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(2018年12月1日から2019年11月30日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成30年3月23日内閣府令第7号。以下「改正府令」という。)による改正後の連結財務諸表規則第15条の5第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(2018年12月1日から2019年11月30日まで)の財務諸表に含まれる比較情報のうち、改正府令による改正後の財務諸表等規則第8条の12第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第2条第2項より、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

- (3) 当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年12月1日から2019年11月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年12月1日から2019年11月30日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、基準等の変更について適切に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種セミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年11月30日)	当連結会計年度 (2019年11月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	699	903
売掛金	705	670
仕掛品	1 379	1 111
貯蔵品	1	1
前渡金	5	3
未収入金	22	13
前払費用	81	89
その他	1	1
貸倒引当金	3	0
流動資産合計	1,894	1,793
固定資産		
有形固定資産		
建物	208	220
減価償却累計額	112	120
建物（純額）	95	100
工具、器具及び備品	222	236
減価償却累計額	181	188
工具、器具及び備品（純額）	40	48
有形固定資産合計	136	148
無形固定資産		
ソフトウェア	190	57
ソフトウェア仮勘定	-	47
その他	13	12
無形固定資産合計	204	117
投資その他の資産		
投資有価証券	2 90	2 109
敷金	171	141
繰延税金資産	-	86
破産更生債権等	24	22
その他	5	5
貸倒引当金	24	22
投資その他の資産合計	267	342
固定資産合計	607	608
資産合計	2,501	2,402

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年11月30日)	当連結会計年度 (2019年11月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	65	64
短期借入金	66	107
1年内償還予定の社債	10	-
1年内返済予定の長期借入金	3 154	3 110
未払金	149	127
未払費用	132	158
未払法人税等	15	16
未払消費税等	12	99
前受金	160	44
預り金	66	50
受注損失引当金	205	30
資産除去債務	18	-
その他	0	0
流動負債合計	1,058	811
固定負債		
長期借入金	3 78	44
繰延税金負債	3	-
資産除去債務	32	32
固定負債合計	113	76
負債合計	1,171	887
純資産の部		
株主資本		
資本金	439	453
資本剰余金	2,187	2,201
利益剰余金	1,068	910
自己株式	236	236
株主資本合計	1,321	1,507
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1	2
その他の包括利益累計額合計	1	2
新株予約権	10	9
純資産合計	1,330	1,514
負債純資産合計	2,501	2,402

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)	当連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)
売上高	5,002	4,594
売上原価	1 4,156	1 3,096
売上総利益	846	1,498
販売費及び一般管理費		
役員報酬	121	103
給料及び手当	553	559
広告宣伝費	141	117
研究開発費	2 20	2 39
貸倒引当金繰入額	24	4
その他	756	638
販売費及び一般管理費合計	1,617	1,452
営業利益又は営業損失( )	771	45
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	3	13
持分法による投資利益	-	20
助成金収入	5	0
為替差益	1	-
その他	2	2
営業外収益合計	12	36
営業外費用		
支払利息	6	3
社債保証料	0	-
持分法による投資損失	29	-
資金調達費用	9	3
雇用支援納付金	-	2
為替差損	-	9
その他	0	2
営業外費用合計	45	21
経常利益又は経常損失( )	804	60
特別利益		
事業譲渡益	3 163	-
関係会社株式売却益	54	6
関係会社清算益	8	-
投資有価証券売却益	-	2
受取補償金	-	4
特別利益合計	225	12
特別損失		
固定資産除却損	4 72	-
事務所移転費用	39	-
事業整理損	15	-
減損損失	5 9	-
特別損失合計	137	-
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	716	72

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)	当連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)
法人税、住民税及び事業税	2	4
法人税等調整額	3	89
法人税等合計	1	85
当期純利益又は当期純損失( )	715	158
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失( )	715	158



## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)	当連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)
当期純利益又は当期純損失( )	715	158
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	1
その他の包括利益合計	0	1
包括利益	715	157
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	715	157

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年12月 1日 至 2018年11月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	146	1,894	353	236	1,449	0	0	-	1,448
当期変動額									
新株の発行	293	293			586				586
親会社株主に帰属する当期純損失( )			715		715				715
自己株式の取得					-				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						0	0	10	10
当期変動額合計	293	293	715	-	128	0	0	10	118
当期末残高	439	2,187	1,068	236	1,321	1	1	10	1,330

当連結会計年度(自 2018年12月 1日 至 2019年11月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	439	2,187	1,068	236	1,321	1	1	10	1,330
当期変動額									
新株の発行	14	14			28				28
親会社株主に帰属する当期純利益			158		158				158
自己株式の取得				0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						1	1	1	2
当期変動額合計	14	14	158	0	186	1	1	1	184
当期末残高	453	2,201	910	236	1,507	2	2	9	1,514

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)	当連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	716	72
減価償却費	220	174
貸倒引当金の増減額( は減少)	24	4
受注損失引当金の増減額( は減少)	177	174
関係会社清算損失引当金の増減額( は減少)	5	-
受取利息及び受取配当金	3	13
支払利息	6	3
為替差損益( は益)	1	0
持分法による投資損益( は益)	29	20
移転費用	39	-
固定資産除却損	72	0
関係会社株式売却損益( は益)	54	6
事業譲渡益	163	-
売上債権の増減額( は増加)	170	35
たな卸資産の増減額( は増加)	256	267
仕入債務の増減額( は減少)	161	0
投資有価証券売却損益( は益)	-	2
未収入金の増減額( は増加)	39	9
未払金の増減額( は減少)	18	0
前受金の増減額( は減少)	144	115
未払消費税等の増減額( は減少)	28	87
その他	33	4
小計	450	318
利息及び配当金の受取額	3	13
利息の支払額	6	3
法人税等の支払額	2	2
営業活動によるキャッシュ・フロー	456	325
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
事業譲渡による収入	165	-
有形固定資産の取得による支出	24	74
無形固定資産の取得による支出	12	46
関係会社株式の売却による収入	-	6
敷金の差入による支出	4	13
敷金の回収による収入	34	43
貸付けによる支出	88	-
貸付金の回収による収入	88	-
子会社株式の売却による収入	57	-
投資有価証券の売却による収入	-	2
資産除去債務の履行による支出	19	18
関係会社の清算による収入	2	-
その他	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	198	99

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)	当連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	489	262
短期借入金の返済による支出	439	221
長期借入れによる収入	-	124
長期借入金の返済による支出	195	199
社債の償還による支出	40	10
資金調達に伴う支出	9	3
新株予約権の発行による収入	10	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	586	27
その他	-	0
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>400</b>	<b>20</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	1
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	144	204
現金及び現金同等物の期首残高	548	693
現金及び現金同等物の期末残高	693	897

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

イグニス・イメージワークス株式会社

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数

1社

会社等の名称

株式会社イリンクス

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 4～15年

無形固定資産

市場販売目的のソフトウェアについては、3年以内での見込み販売収益に基づく償却額、または残存有効期間に基づく均等配分額の大きい方を計上する方法としております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）による定額法としております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しておりません。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年11月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額については、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。なお、この変更による影響は軽微であります。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(追加情報)

(従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度)

当社は、従業員と一体となって企業価値と株式価値の向上に邁進するためのインセンティブ・プランとして、「株式給付信託(J-ESOP)」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みであります。

当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付いたします。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものといたします。

当該株式の取得、処分に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用し、当該指針に従って会計処理を行っております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、122百万円及び25,000株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産及び受注損失引当金の表示

損失が見込まれる受注契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

受注損失引当金に対応するたな卸資産の額

	前連結会計年度 (2018年11月30日)	当連結会計年度 (2019年11月30日)
仕掛品	296百万円	30百万円
計	296百万円	30百万円

2 関連会社の株式に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年11月30日)	当連結会計年度 (2019年11月30日)
投資有価証券(株式)	7百万円	28百万円

3 財務制限条項

当社が、ソフトウェアライセンスを取得するために締結した2017年6月30日付金銭消費貸借契約には、次の財務制限条項が付されております。

本借入において、借入先との間で、主に以下の期限の利益の喪失事項が定められており、全ての債務の履行が完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

なお、借入人が以下のいずれか1項目に2期連続して抵触した場合、貸付人の請求により、借入人が貸付人に対して負担する一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務全額を返済するものとする。

(1)2017年11月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2016年度11月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

(2)2017年11月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。

なお、前連結会計年度末においては、上記財務制限条項に抵触していましたが、当連結会計年度末につきましてはこの状況を解消いたしました。

(連結損益計算書関係)

- 1 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額(は戻入額)は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)	当連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)
177百万円	174百万円

- 2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)	当連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)
20百万円	39百万円

- 3 事業譲渡益

前連結会計年度(自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)

ユーザー行動を予測する機械学習エンジン「YOKOZUNA data」を譲渡したことによるものであります。

当連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

該当事項はありません。

- 4 固定資産除却損の内容は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)	当連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)
建物	68百万円	- 百万円
工具、器具及び備品	0百万円	- 百万円
ソフトウェア	2百万円	- 百万円
その他	0百万円	- 百万円
計	72百万円	- 百万円

- 5 減損損失

前連結会計年度(自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失
遊休資産	東京都渋谷区	無形固定資産(その他)	9百万円

当社グループは、原則として事業用資産については全体を一つとしてグルーピングを行っており、処分予定の資産や事業の用に供していない遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、コンテンツ事業からの撤退を決定したため、使用見込のない商標権に関して、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、転用や売却が困難であることから回収可能価額を零として評価しております。

当連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

該当事項はありません。



(連結包括利益計算書関係)

## その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)	当連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	0百万円	1百万円
組替調整額	- 百万円	- 百万円
税効果調整前	0百万円	1百万円
税効果額	0百万円	0百万円
その他有価証券評価差額金	0百万円	1百万円
その他の包括利益合計	0百万円	1百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,562,100	342,100	-	2,904,200

(変動事由の概要) 普通株式の増加342,100株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	55,000	-	-	55,000

(注) 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、信託が保有する自社の株式がそれぞれ25,000株含まれております。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2013年第1回ストック・オプションとしての新株予約権						
提出会社	2014年第2回ストック・オプションとしての新株予約権						
提出会社	2014年第3回ストック・オプションとしての新株予約権						
提出会社	2014年第4回ストック・オプションとしての新株予約権						
提出会社	第5回新株予約権	普通株式		50,000	50,000		
提出会社	第6回新株予約権	普通株式		140,000	140,000		
提出会社	第7回新株予約権	普通株式		140,000	140,000		
提出会社	第8回新株予約権	普通株式		25,000		25,000	2
提出会社	第9回新株予約権	普通株式		70,000		70,000	4
提出会社	第10回新株予約権	普通株式		70,000		70,000	4
合計				495,000	330,000	165,000	10

(注) 1. 上表の新株予約権はすべて権利行使可能なものであります。

2. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

3. 目的となる株式の数の変動事由の概要

当連結会計年度における増加は、新株予約権の発行によるものであります。

当連結会計年度における減少は、権利行使によるものであります。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,904,200	44,000	-	2,948,200

(変動事由の概要) 普通株式の増加44,000株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	55,000	40	-	55,040

(変動事由の概要) 普通株式の増加40株は、単元未満株式の買取によるものであります。

(注) 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、信託が保有する自社の株式がそれぞれ25,000株含まれております。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2013年第1回ストック・オプションとしての新株予約権						
提出会社	2014年第2回ストック・オプションとしての新株予約権						
提出会社	2014年第3回ストック・オプションとしての新株予約権						
提出会社	2014年第4回ストック・オプションとしての新株予約権						
提出会社	第8回新株予約権	普通株式	25,000		12,500	12,500	1
提出会社	第9回新株予約権	普通株式	70,000			70,000	4
提出会社	第10回新株予約権	普通株式	70,000			70,000	4
合計			165,000		12,500	152,500	9

(注) 1. 上表の新株予約権はすべて権利行使可能なものであります。

2. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

3. 目的となる株式の数の変動事由の概要

当連結会計年度における減少は、権利行使によるものであります。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)	当連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)
現金及び預金	699百万円	903百万円
J-ESOP信託別段預金	6百万円	6百万円
現金及び現金同等物	693百万円	897百万円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

#### 1 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により資金を調達し、一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しています。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、営業債務である買掛金・未払金・未払費用は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達であり、長期借入金は、主に事業のプロジェクトに係る資金の調達、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済(償還)期日は決算後、最長で3年後であります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、与信管理規程に基づき与信限度額水準の見直しを年1回以上実施し、取引相手ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されており、四半期ごとに時価等を把握することで、変動リスクを管理しております。

敷金は差入先の信用リスクに晒されており、賃貸借契約に際し差入先の信用状況を把握するとともに、適宜差入先の信用状況を把握することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金・未払金・未払費用、営業外債務である借入金は資金調達に係る流動性リスクに晒されており、月次資金繰表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

##### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2019年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照下さい）。

前連結会計年度（2018年11月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	699	699	-
(2) 売掛金	705	705	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	0	0	-
(4) 敷金	171	171	0
資産計	1,576	1,577	0
(1) 買掛金	65	65	-
(2) 未払金	149	149	-
(3) 未払費用	132	132	-
(4) 短期借入金	66	66	-
(5) 長期借入金( 1)	233	228	4
(6) 社債( 2)	10	10	-
負債計	657	652	4

- ( 1 ) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。  
( 2 ) 1年内償還予定の社債を含めております。

当連結会計年度（2019年11月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	903	903	-
(2) 売掛金	670	670	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	0	0	-
(4) 敷金	141	141	0
資産計	1,715	1,715	0
(1) 買掛金	64	64	-
(2) 未払金	127	127	-
(3) 未払費用	158	158	-
(4) 短期借入金	107	107	-
(5) 長期借入金( 1)	155	155	0
負債計	613	613	0

- ( 1 ) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

〔資産〕

- (1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

取引所の価格によっております。

- (4) 敷金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

〔負債〕

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払費用 (4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

元利息の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額  
(単位：百万円)

区分	2018年11月30日	2019年11月30日
投資有価証券	82	80
関係会社株式	7	28
合計	90	109

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「2 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。投資有価証券は非上場株式に係るものであり、関係会社株式は非上場の関連会社に係るものであります。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(2018年11月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金及び預金	699	-	-	-
(2) 売掛金	705	-	-	-
合計	1,405	-	-	-

当連結会計年度(2019年11月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金及び預金	903	-	-	-
(2) 売掛金	670	-	-	-
合計	1,573	-	-	-

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(2018年11月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	66	-	-	-	-	-
長期借入金(1)	154	78	-	-	-	-
社債(2)	10	-	-	-	-	-
合計	231	78	-	-	-	-

(1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(2) 1年内償還予定の社債を含めております。

当連結会計年度(2019年11月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	107	-	-	-	-	-
長期借入金(1)	110	33	11	-	-	-
合計	218	33	11	-	-	-

(1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(有価証券関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

2014年2月8日付で普通株式1株につき3株の割合、2014年11月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	2013年8月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 72名
株式の種類及び付与数	普通株式 229,500株
付与日	2013年9月17日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2015年9月18日～2020年7月31日

会社名	提出会社
決議年月日	2014年2月26日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 53名
株式の種類及び付与数	普通株式 55,500株
付与日	2014年5月29日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年5月30日～2021年1月31日

会社名	提出会社
決議年月日	2014年8月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 6名
株式の種類及び付与数	普通株式 13,000株
付与日	2014年9月26日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年9月27日～2021年7月31日

会社名	提出会社
決議年月日	2014年8月28日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 3,000株
付与日	2014年10月21日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年10月22日～2021年7月31日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2013年8月29日	2014年2月26日	2014年8月28日	2014年8月28日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	40,500	12,700	2,000	2,500
権利確定	-	-	-	-
権利行使	31,500	-	-	-
失効	4,500	1,900	-	-
未行使残	4,500	10,800	2,000	2,500



単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2013年 8月29日	2014年 2月26日	2014年 8月28日	2014年 8月28日
権利行使価格(円)	334	800	934	934
行使時平均株価(円)	1,515	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

2013年9月17日、2014年5月29日、2014年9月26日及び2014年10月21日に付与したストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は、当社が未公開企業であったことから、ストック・オプション等に関する会計基準（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及びストック・オプション等に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）により、公正な評価単価に代え、単位当たりの本源的価値の見積りによって算出しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	20百万円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	50百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年11月30日)	当連結会計年度 (2019年11月30日)
<b>繰延税金資産</b>		
未払賞与	34百万円	35百万円
資産除去債務	15百万円	9百万円
ソフトウェア	30百万円	7百万円
投資有価証券評価損	12百万円	12百万円
未払事業税	4百万円	3百万円
受注損失引当金	62百万円	9百万円
税務上の繰越欠損金(注) 2	604百万円	658百万円
その他	21百万円	20百万円
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>786百万円</b>	<b>758百万円</b>
税務上の繰越欠損金に係る評価 性引当額(注) 2	- 百万円	625百万円
将来減算一時差異等の合計に係 る評価性引当額	- 百万円	44百万円
評価性引当金小計(注) 1	786百万円	669百万円
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>- 百万円</b>	<b>89百万円</b>
<b>繰延税金負債</b>		
除去費用	3百万円	2百万円
その他	0百万円	0百万円
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>3百万円</b>	<b>2百万円</b>
<b>繰延税金資産純額</b>	<b>3百万円</b>	<b>86百万円</b>

(注) 1. 評価性引当額が116百万円減少しております。この減少の主な内容は、当社において減価償却超過額に係る評価性引当額を7百万円、提出会社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が27百万円が回収可能と判断したことに伴い減少したものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2019年11月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	658	658百万円
評価性引当額	-	-	-	-	-	625	625 "
繰延税金資産	-	-	-	-	-	33	(b)33 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金658百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産33百万円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、主に2018年11月期に税引前当期純損失を716百万円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込について、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった  
主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年11月30日)	当連結会計年度 (2019年11月30日)
法定実効税率	-	30.6%
(調整)		
住民税均等割	-	6.0%
永久差異	-	1.9%
評価性引当額の増減	-	149.2%
持分法による投資利益	-	8.6%
未実現利益	-	1.3%
その他	-	1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	117.1%

(注) 前連結会計年度において、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.7%～1.6%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)	当連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)
期首残高	49百万円	50百万円
資産除去債務の履行による減少額	9百万円	18百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
見積りの変更による増加額	9百万円	-百万円
期末残高	50百万円	32百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社はゲーム業界向けグラフィックス技術等の提供並びに人材派遣業を営んでおり、主要子会社であるイグニス・イメージワークスは遊技機業界向け各種ソリューションの提供を行っております。

これらについて、グラフィックスに関する開発及び受託、遊技機業界向け各種ソリューションの提供を手掛ける事業を開発推進・支援関連とし、人材派遣業等を手掛ける事業を人材関連と区分し、最高意思決定機関である取締役会へ定期的に報告しております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

・開発推進・支援関連

ミドルウェア等のグラフィックスに関する開発や、オンライン事業の請負等となります。

・人材関連

人材派遣、人材紹介となります。

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項

2018年7月にコンテンツ事業は、新設分割したクレイテックワークス㈱に事業譲渡を実施しており、当該事業からは撤退しております。このため「コンテンツ事業」の重要性が低下したため報告セグメント外とし、一部他社との協業により継続しているものにつきましては、「その他」に含めて開示しております。

この結果、当連結会計年度、報告セグメントを従来の「開発推進・支援事業」「人材事業」「コンテンツ事業」の3区分から、「開発推進・支援事業」「人材事業」の2区分に変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、各事業の営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他(注)	合計
	開発推進・支援	人材	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,900	1,737	4,638	364	5,002
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	10	10	-	10
計	2,900	1,748	4,648	364	5,013
セグメント利益又は損失( )	174	369	544	749	205

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、コンテンツ事業等であります。また、セグメント資産及び負債の金額は、事業セグメントに配分していないため、開示していません。

当連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他(注)	合計
	開発推進・支援	人材	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,630	1,841	4,471	122	4,594
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	12	12	-	12
計	2,630	1,853	4,484	122	4,606
セグメント利益又は損失( )	132	376	508	9	518

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、コンテンツ事業等であります。また、セグメント資産及び負債の金額は、事業セグメントに配分していないため、開示していません。

4 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	4,648	4,484
「その他」の区分の売上高	364	122
セグメント間取引消去	10	12
連結財務諸表の売上高	5,002	4,594

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	544	508
全社費用(注)	566	469
「その他」の区分の利益又は損失( )	749	9
棚卸資産の調整額等	0	3
連結損益計算書の営業利益又は営業損失( )	771	45

(注) 全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)			
日本	米国	その他	合計
4,573	316	113	5,002

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
任天堂株式会社	594	開発推進・支援事業

当連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)			
日本	米国	その他	合計
4,158	403	33	4,594

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
任天堂株式会社	570	開発推進・支援事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)

固定資産の減損損失9百万円は遊休資産にかかるものであり、報告セグメントに配分してありません。

当連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社 イリンクス	東京都 渋谷区	10	開発推進・ 支援事業	所有 直接 48.0	CGの外注等	資金の貸付(注)	88	-	-
							資金の回収	88	-	-
							利息の受取(注)	0	-	-

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社 イリンクス	東京都 品川区	12	開発推進・ 支援事業	所有 直接 40.0	CGの外注等	CGの外注等	33	-	-

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)	当連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)
1株当たり純資産額	463.17円	520.25円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失( )	264.47円	54.97円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	- 円	54.61円

- (注) 1. 当社は、「株式給付信託(J-ESOP)」を導入しております。1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、本制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社が保有する当社株式を、控除対象の自己株式に含めて算定しております(前連結会計年度25,000株、当連結会計年度25,000株)。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行株式総数から控除する自己株式に含めております(前連結会計年度末25,000株、当連結会計年度末25,000株)。
2. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)	当連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失( )		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( )(百万円)	715	158
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( )(百万円)	715	158
普通株式の期中平均株式数(株)	2,704,158	2,875,891
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
普通株式増加数(株)	-	19,157
(うち新株予約権)	-	(19,157)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		-

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2018年11月30日)	当連結会計年度 (2019年11月30日)
純資産の部の合計額(百万円)	1,330	1,514
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	10	9
(うち新株予約権(百万円))	(10)	(9)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	1,319	1,505
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,849,200	2,893,160

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
シリコンスタジオ株式会社	第7回無担保社債	2014年 3月31日	10	-	-	-	-
合計	-	-	10	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	66	107	0.99	-
1年以内に返済予定の長期借入金	154	110	0.89	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	78	44	0.50	2022年3月31日
合計	299	262	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超6年以内 (百万円)
長期借入金	33	11	-	-	-

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	1,156	2,312	3,452	4,594
税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円)	12	48	75	72
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(百万円)	10	46	72	158
1株当たり四半期(当期) 純利益(円)	3.78	16.22	25.32	54.97

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	3.78	12.42	9.09	29.53

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年11月30日)	当事業年度 (2019年11月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	651	846
売掛金	1 625	1 558
仕掛品	323	30
貯蔵品	1	1
前渡金	0	0
未収入金	1 26	1 19
前払費用	71	78
関係会社短期貸付金	50	-
その他	1 1	1 1
貸倒引当金	3	0
<b>流動資産合計</b>	<b>1,749</b>	<b>1,536</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	208	220
減価償却累計額	112	120
建物(純額)	95	100
工具、器具及び備品	187	181
減価償却累計額	152	152
工具、器具及び備品(純額)	35	28
<b>有形固定資産合計</b>	<b>131</b>	<b>129</b>
<b>無形固定資産</b>		
商標権	12	11
ソフトウェア	184	53
ソフトウェア仮勘定	-	45
その他	0	0
<b>無形固定資産合計</b>	<b>198</b>	<b>110</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	82	80
関係会社株式	34	34
敷金	171	141
関係会社長期貸付金	-	1 50
破産更生債権等	8	6
繰延税金資産	-	65
その他	5	5
貸倒引当金	8	6
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>294</b>	<b>378</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>624</b>	<b>618</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,373</b>	<b>2,154</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年11月30日)	当事業年度 (2019年11月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	1 62	1 68
短期借入金	66	70
1年内償還予定の社債	10	-
1年内返済予定の長期借入金	2 154	2 110
未払金	1 139	1 110
未払費用	1 119	1 132
未払法人税等	15	16
未払消費税等	7	88
前受金	159	44
預り金	56	43
受注損失引当金	205	25
資産除去債務	18	-
その他	0	0
流動負債合計	1,016	711
<b>固定負債</b>		
長期借入金	2 78	44
繰延税金負債	3	-
資産除去債務	32	32
固定負債合計	113	76
負債合計	1,130	788
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	439	453
資本剰余金		
資本準備金	638	652
その他資本剰余金	1,548	1,548
資本剰余金合計	2,187	2,201
利益剰余金		
利益準備金	0	0
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,157	1,060
利益剰余金合計	1,156	1,059
自己株式	236	236
株主資本合計	1,233	1,358
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	1	2
評価・換算差額等合計	1	2
新株予約権	10	9
純資産合計	1,242	1,365
負債純資産合計	2,373	2,154

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年12月 1 日 至 2018年11月30日)	当事業年度 (自 2018年12月 1 日 至 2019年11月30日)
売上高	1 4,484	1 3,830
売上原価	1 3,721	1 2,417
売上総利益	762	1,412
販売費及び一般管理費		
役員報酬	108	88
給料及び手当	511	534
広告宣伝費	139	115
減価償却費	33	25
貸倒損失	0	2
研究開発費	20	39
貸倒引当金繰入額	8	4
雑費	1	0
その他	684	585
販売費及び一般管理費合計	1,506	1,387
営業利益又は営業損失( )	743	24
営業外収益		
受取利息	1 0	0
受取配当金	3	13
助成金収入	5	0
為替差益	1	-
その他	1	2
営業外収益合計	12	15
営業外費用		
雇用支援納付金	-	2
支払利息	6	3
為替差損	-	9
社債保証料	0	-
資金調達費用	9	3
その他	0	2
営業外費用合計	16	21
経常利益又は経常損失( )	747	19
特別利益		
事業譲渡益	163	-
投資有価証券売却益	-	2
関係会社株式売却益	54	6
関係会社清算益	8	-
受取補償金	-	4
特別利益合計	225	12
特別損失		
固定資産除却損	2 64	-
事務所移転費用	39	-
事業整理損	15	-
減損損失	9	-
特別損失合計	129	-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	651	32
法人税、住民税及び事業税	2	4
法人税等調整額	3	68
法人税等合計	1	64
当期純利益又は当期純損失( )	650	96

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	146	345	1,548	1,894	0	506	506
当期変動額							
新株の発行	293	293		293			
当期純損失( )						650	650
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	293	293	-	293	-	650	650
当期末残高	439	638	1,548	2,187	0	1,157	1,156

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	236	1,297	0	0	-	1,296
当期変動額						
新株の発行		586				586
当期純損失( )		650				650
自己株式の取得		-				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			0	0	10	10
当期変動額合計	-	63	0	0	10	53
当期末残高	236	1,233	1	1	10	1,242

当事業年度(自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	439	638	1,548	2,187	0	1,157	1,156
当期変動額							
新株の発行	14	14		14			
当期純利益						96	96
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	14	14	-	14	-	96	96
当期末残高	453	652	1,548	2,201	0	1,060	1,059

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	236	1,233	1	1	10	1,242
当期変動額						
新株の発行		28				28
当期純利益		96				96
自己株式の取得	0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			1	1	1	2
当期変動額合計	0	124	1	1	1	122
当期末残高	236	1,358	2	2	9	1,365

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェアについては、3年以内での見込み販売収益に基づく償却額、または残存有効期間に基づく均等配分額の大きい方を計上する方法としております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）による定額法としております。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。



(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示していません。なお、この変更による影響は軽微であります。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(1)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載していません。

(追加情報)

従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度

従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」について、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(追加情報)」をご参照下さい。

(貸借対照表関係)

#### 1 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年11月30日)	当事業年度 (2019年11月30日)
短期金銭債権	24百万円	20百万円
長期金銭債権	- 百万円	50百万円
短期金銭債務	21百万円	42百万円

#### 2 財務制限条項

当社が、ソフトウェアライセンスを取得するために締結した2017年6月30日付金銭消費貸借契約には、次の財務制限条項が付されております。

本借入において、借入先との間で、主に以下の期限の利益の喪失事項が定められており、全ての債務の履行が完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

なお、借入人が以下のいずれか1項目に2期連続して抵触した場合、貸付人の請求により、借入人が貸付人に対して負担する一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務全額を返済するものとする。

(1)2017年11月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2016年度11月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

(2)2017年11月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。

なお、前事業年度末においては、上記財務制限条項に抵触しておりましたが、当事業年度末につきましてはこの状況を解消いたしました。

(損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)	当事業年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)
営業取引による取引高		
売上高	11百万円	15百万円
仕入高	384百万円	157百万円
営業取引以外による取引高	0百万円	-百万円

2 固定資産除却損の内容は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)	当連結会計年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)
建物	61百万円	-百万円
工具、器具及び備品	0百万円	-百万円
ソフトウェア	2百万円	-百万円
その他	0百万円	-百万円
計	64百万円	-百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2018年11月30日)	当事業年度 (2019年11月30日)
子会社株式	30	30
関連会社株式	4	4
計	34	34

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年11月30日)	当事業年度 (2019年11月30日)
繰延税金資産		
未払賞与	24百万円	24百万円
資産除去債務	15百万円	9百万円
ソフトウェア	30百万円	7百万円
投資有価証券評価損	12百万円	12百万円
未払事業税	4百万円	3百万円
受注損失引当金	62百万円	7百万円
税務上の繰越欠損金	579百万円	644百万円
その他	17百万円	16百万円
繰延税金資産小計	746百万円	726百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	- 百万円	617百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	- 百万円	41百万円
評価性引当額小計	746百万円	658百万円
繰延税金資産合計	- 百万円	68百万円
繰延税金負債		
除去費用	3百万円	2百万円
その他	0百万円	0百万円
繰延税金負債合計	3百万円	2百万円
繰延税金資産純額	3百万円	65百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年11月30日)	当事業年度 (2019年11月30日)
法定実効税率	-	30.6%
(調整)		
住民税均等割	-	13.0%
永久差異	-	4.2%
評価性引当額の増減	-	248.8%
その他	-	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	201.0%

(注) 前事業年度において、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却累 計額 (百万円)
有形固定資産						
建物	95	16	0	11	100	120
工具、器具及び備品	35	10	0	17	28	152
有形固定資産計	131	26	0	28	129	272
無形固定資産						
電話加入権	0	-	-	-	0	-
ソフトウェア	184	-	-	131	53	-
ソフトウェア仮勘定	-	45	-	-	45	-
著作権	0	-	-	-	0	-
商標権	12	0	-	1	11	-
無形固定資産計	198	45	-	133	110	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	事務所レイアウト変更を行ったことによるもの
工具、器具及び備品	
ソフトウェア仮勘定	MME(Mizuchi extension for Maya)の開発によって発生したもの
商標権	ロゴ等について商標登録したことによるもの

2. 当期の減少のうち主なものは以下のとおりであります。

建物	賃貸事務所の一部解約に伴い除却したことによるもの
工具、器具及び備品	

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	11	7	11	7
受注損失引当金	205	25	205	25

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	12月1日から11月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	11月30日
剰余金の配当の基準日	5月31日、11月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://www.siliconstudio.co.jp/">https://www.siliconstudio.co.jp/</a>
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有していません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書の提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第20期(自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)2019年2月25日関東財務局長に提出。

#### (2) 四半期報告書及び確認書

第21期第1四半期(自 2018年12月1日 至 2019年2月28日)2019年4月12日関東財務局長に提出。

第21期第2四半期(自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)2019年7月12日関東財務局長に提出。

第21期第3四半期(自 2019年6月1日 至 2019年8月31日)2019年10月11日関東財務局長に提出。

#### (3) 内部統制報告書及びその添付書類

第20期(自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)2019年2月25日関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年2月27日

シリコンスタジオ株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 健文
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村 憲一

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシリコンスタジオ株式会社の2018年12月1日から2019年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シリコンスタジオ株式会社及び連結子会社の2019年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。



#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、シリコンスタジオ株式会社の2019年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、シリコンスタジオ株式会社が2019年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年2月27日

シリコンスタジオ株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 健文
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村 憲一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシリコンスタジオ株式会社の2018年12月1日から2019年11月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シリコンスタジオ株式会社の2019年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。